

設置の趣旨等を記載した書類

ア 設置の趣旨及び必要性

1. 学習院の歴史と社会的役割

学習院は「広い視野、たくましい創造力、豊かな感受性」を教育目標に掲げ、幼稚園から大学・大学院までの一貫教育を行う教育機関である。その起源は弘化4年3月、京都御所日ノ御門前に公家の教育機関として開講したことに遡る。当初は学習所とも称したが、嘉永2年4月、孝明天皇より「学習院」の勅額が下賜されて正式名称となった。この名称は論語冒頭の「学而時習之、不亦説乎」（学びて時にこれを習う、またよろこばしからずや）に基づくとされている。明治元年3月、講義を閉じたのち改称や改編を経て明治3年7月、京都の旧学習院は終わりを告げた。明治10年10月、神田錦町において華族学校開業式が行なわれ、明治天皇より校名を「学習院」と賜わり、次いで「学習院」の勅額が再び下賜された。ここに現在の学習院が創立された。

戦争をはさんで、昭和22年4月には、財団法人学習院による新しい経営が始まり、学習院と女子学習院は一体の私立学校となった。そして昭和24年4月、文政学部（文学科・哲学科・政治学科）と理学部（物理学科・化学科）からなる新制の大学を開設した。これが現在の本学の原型である。経営主体である法人は昭和26年3月に学校法人学習院となり、現在に至っている。

このように我が国において、人々の「学習」を総合的・多面的に推進する総合的な教育機関として発展してきた学習院は、多数の人材を社会に排出し、戦前・戦後の日本社会を下支えする役割を担ってきた。今回の新学科開設申請は、これまで中高の教育の教員養成を行ってきた学習院が小学校教育の教員養成をも行うこと、すなわち日本の小学校教育の質的向上を目指して新しい人材養成に取り組むことで、より積極的に社会貢献していこうとする学習院の教育改革の一端である。

2. 小学校教員養成を行う教育学科開設の必要性

現在のより良い文化を継承して将来の社会を築いていく次の世代がしっかりと育まれるかどうかは、どの国にとっても最も根本的な課題である。日本でも1980年代の中曽根政権下で発足した臨時教育審議会や安倍政権下で発足した教育再生会議は、そのような意識の下で設置され、それぞれ真剣な議論を重ねてきた。また、文部科学大臣の常設諮問機関である中央教育審議会でも、将来の日本のことを考えてさまざまな答申をまとめてきた。急激な社会変動の中で、的確な教育政策を樹立していくことも難しいことであるが、それらを実効あるものにするには、学校側も積極的に改革に乗り出す必要がある。

教育に関する事象の中で、今後特に重視されるべきものの一つが小学校教育の質の担保と、それに伴う教員養成の質的向上である。教育のレベルが教員の質に大きく関わっていることはどの国においても重要課題であり、そのための教員養成システムも同様に重要課題である。その中で特に小学校教育段階の教員養成に、より一層力を入れるべきであると考え理由は主に二つある。一つは青少年の社会性を育む上で小学校教育段階は最も重要な基礎を作る段階であり、その段階の子どもたちに対する指導のあり方は、その後の順調な成長・発達を左

右するからである。もう一つは小学校では学級担任制を採用しているために、児童の教育のかなりの部分を担任の教員に任せているため、小学校教員一人一人が高い資質と専門性を備えていることが求められているからである。

本学において小学校教員養成を行う場合、教育職員免許法に基づく教職課程設置基準により小学校教員養成を主たる目的とした学科組織であることが求められるため、新たに教育学科を開設することを構想した。小学校教員養成を行う新たな学科を開設しようとする大きな理由は、本学にそのための資源が十分にあると考えるからである。以下に2点述べる。

(1) 教員養成の充実した伝統と総合大学としての多面的専門性

まずは本学のこれまでの教員養成の伝統と充実した実績をあげることができる。本学は昭和24年の教育職員免許法の施行を受け、翌年いち早く教職課程を開設し、以後一貫して全学部・全学科において中学校・高等学校教員養成の課程認定を受け、毎年ほぼ30名から50名に及ぶ教員を輩出してきた。その結果、現在全国で1,200名を超える卒業生が教員として活躍している。この人数は、本学のような中規模大学の場合、きわめてよい成果を上げていると判断される数字である。事実、全国私立大学教職課程連絡協議会においても本学の実績は高く評価されており、優秀な研究者とアカデミックな学風をもつ本学は教員養成にきわめて適している大学であるということが出来る。

また、本学出身の教員たちは「桜育会」という卒業生組織を結成し、毎年研究集会を開催し、教育が直面している課題についての討議や教育実践の交流を行っている。

こうした伝統と実績を小学校教育教員の養成にも生かしていくことは、大学の社会貢献にも深く結びつき、本学の教員養成をより一層充実させていくことになる。

さらに、本学は法学部、経済学部、文学部、理学部を有する総合大学であるという点でも、今後の小学校教員養成にとって有益である。小学校教員養成課程では小学校のすべての教科、すなわち国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育・生活、そして外国語活動、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の全てにわたって指導できる力をつけることが求められる。これらのうち、いわゆる主要教科については、本学のいずれかの学科が中学校・高等学校の教職課程の認定を受けている。新たに教育学科が開設された場合、他学科との連携により、多面的な教員養成が展開できる。また、スポーツ・健康科学センターの教員は体育の指導が可能である。小学校教育においても分野ごと、教科ごとの専門的な指導力が求められる時代になっている中で、各教科に関係する専門教員を擁する本学は有意義な教員養成を展開できると考えている。

(2) 学習院初等科教育の伝統

冒頭で述べたように、私たちは学校教育、特に小学校教育において「広い視野、たくましい創造力、豊かな感受性」を育むことが基本であると考えているが、学習院の初等科は明治32年に四谷に設けられて以来、まさにそのような教育を百有余年にわたって実践してきた。戦前の学習院に対しては、皇族・華族だけの特別な学校であり、国家主義的な教育がなされてきたという印象を持たれがちである。しかし、実際はまったく逆であった。宮内省の管轄下にあったが故に、戦前の学習院では他の学校よりも遙かに自由な教育が実践されていた。また、20世紀初頭にアメリカに起こった新教育運動がアジアに広がった際にも、成蹊や自由学園などの私立学校に匹敵するような積極性を示して、その優れた部分を取り入れてい

る。また、ランドセルの使用が学習院初等科から始まったことに示されているように、日本の小学校文化の形成に先導的な役割を果たしてきた伝統も持っている。学習院の教育には、次世代を担う有意な人材養成にとってプラスになるものは積極的に導入するという進取性が一貫して存在しており、特に初等科における教育には、それが連綿として受け継がれてきた。その一端は、沼津の遊泳行事などに受け継がれている。

単に今後予想される小学校教員の不足を見越した開設ではなく、確固とした教育理念に基づく小学校教員養成を行うという点では、百有余年の初等科教育を継続してきた学習院は十分にその資格があると考えている。

本学が小学校教員養成を行う教育学科を開設することは、このような初等科における伝統ある小学校教育をふまえ、幼稚園から大学・大学院までを擁する総合学園として発展・充実するために欠くことの出来ない新しい取り組みである。

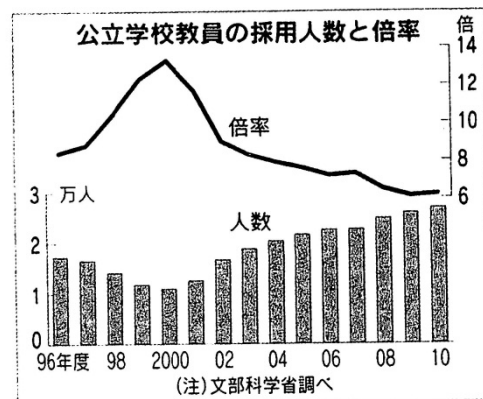
3. 社会的需要と本学におけるニーズから

私立大学における教員養成という点では、従来は小学校教員養成に特化した単科系の大学と、中高の教員養成課程を持つ総合大学とで住み分けが行なわれていた。しかし、平成17年に文部科学省が、従来の教員養成系学部・学科の入学定員枠の抑制策を完全に撤廃したことを受けて、それまで中高の教員養成の課程認定しか持たなかった総合大学が小学校教員養成に乗り出し始めている。このような動きの背景にあるのは、教員採用をめぐる大幅な状況の変化である。

(1) 教員採用枠の大幅な拡大

文部科学省の学校教員統計調査によると、小学校教員の平均年齢は44.3歳（平成22年度）で依然として高い数値である。特に50歳以上の小学校教員の割合は平成16年度29.6%、平成19年度35.3%、平成22年度38.1%となっており、その割合は年々上昇してきている。こうした教員の年齢構成から、今後定年退職者の急増が見込まれ、平成12年度に定年退職を含めた離職者総数が9,319名であったのに対し、定年退職者のみの数で平成18年度には9,928名、平成21年度には10,354名に達している。さらにこの流れは平成30年度前後に予想されているピークを迎える時まで続くことが試算されている。そのときには約25,000名もの退職者が見込まれている。

こうした状況の下で、いわゆる「教員採用氷河期の雪解け」といわれる現象が、全国各地で起こり始めてきている。例えば、平成14年度の全国の小学校教員採用数は、前年度と比べて5割増の7,300名となり、具体的には東京都は前年度比2倍の850名、千葉県は8割増の430人、埼玉県も同じく8割増の380名、神奈川県は6割増の370名となった。関西でも、大阪府が3倍増の550名、兵庫県も3倍の260名、京都府は5倍の200名となっている。その後採用数は増加を続け、平成19年度は11,588名になっており、この数字は平成11年度の約3倍である。特に小学校教員の採用試験は顕著で、平成22年度の東京都は3.5倍、埼玉県3.2倍、神奈川県3.7倍の低倍率となっている（現在は都市部で顕著、今後は地方も同様の状況になる）。こうした傾向は、年度や府県によって増減はあるものの、50代の定年



退職教員が増加をとげていく平成30年代までは一貫して続くと見られている（図は平成23年11月11日、日本経済新聞夕刊）。その動向を全国レベルでみると、小学校の教員採用者数は平成12年度5,992名、平成15年度12,284名、平成18年度15,222名、平成21年度17,442名と急増してきている。

また、個性に応じた教育や教育支援の拡充に対する社会的要求が確実に高まっていることも重要である。特に小学校では副担任制度が拡大し、小学校教員の需要を確実に押し上げている。

（2）小中一貫の動向

小学校教員養成の拡充がいつそう求められるもう一つの背景は、今後確実に進行すると予測される小中一貫教育の拡大と6・3・3制の流動化という動きである。第2次大戦後の学校教育の象徴的な存在であった6・3・3制が揺らぎ始めている。中高6年一貫教育は、私学を後追いする形で公立学校にも普及し、平成11年にわずか4校であった中高一貫校は平成20年には334校に増えている。

また現時点ではまだ大きなうねりにはなっていないが、6・3・3制を大きく変えるもう一つの新たな動き、すなわち小中一貫教育もすでに動き始めている。東京都では品川区がその先駆的な試みを始めており、三鷹市でも実践が始まっている。横浜市でも全小中学校で一貫教育を始めることが決定し、すでに「小中一貫ホームページ」も立ち上がっている。また管理職のみならず教諭レベルでの異動・交流もさかんになってきている。

小中一貫教育を推進する要因には、教育基本および学校教育法の改正により義務教育の括りが強化されたことや、いわゆる「中1ギャップ」の解消の他に、大きく二つのものがある。一つは小学校の4年生と5年生の間に大きなギャップがあり、小学校5年、6年には学級担任制よりも教科担任制が望ましいという考え方である。小学校5年、6年に教科担任制を導入するには、小中一貫体制を採る方が教科担当教員の有効活用が図れるというメリットがあるからである。アメリカの一部の州で採用されている4・4・4制が好成果を収めているという実績があるだけに、小学校の4年生までを学級担任制とし、5年生以上を教科担任制にすることは現実味を持っている。

もう一つは少子化が進行する中での経費削減という要因である。財政危機にある地方自治体にとっては、少子化の中で生徒数の少なくなった小学校と中学校の両者を別々に運営するよりも、一体化させた方が人件費等を縮減できるので望ましいはずである。隣国中国では、今、農村地域で小中一貫校への移行が急速に進んでいる。小中の連携強化が教育上好ましいという理由もあるが、限られた教育予算を有効に活用することを重視した結果の必然的な動きといえよう。

すでにいくつかの県では、小学校教員と中学校教員の両方の免許状を取得見込みの受験者を優先的に採用している。ほとんどの地方自治体が莫大な債務を抱えている今日、経費削減に繋がる小中一貫教育を視野に入れた教員採用を進めていくことはある意味で当然の動きである。

教育学科の開設構想は、上記のような教育界の今後の動向を視野に入れたものであり、入学者の確保という面でも卒業生の就職という面でも妥当な構想であると考えられる。

(3) 他大学教育学科の志願者数の大幅な増加

こうした状況の下で、小学校教員養成系学科への入学志願者数が大幅に増加している。例えば、近年開設された早稲田大学教育学部初等教育コースの平成 21 年度倍率は 22.7 倍、東洋大学初等教育コースは 25.0 倍となっている。こうした新設のコースのみならず、既設の小学校教員養成系学科でも、例えば立教大学教育学科の入試倍率は平成 18 年度 16.6 倍、平成 19 年度 24.2 倍、平成 20 年度 23.1 倍であり、文教大学学校教育学科は平成 18 年度 37.7 倍、平成 19 年度 38.3 倍、平成 20 年度 31.0 倍と高倍率を保持している。他大学のこのような状況は本学教育学科開設の参考になる。さらに詳細は後述する「4. 学生確保についての見通し」で述べる。

(4) 本学学生のニーズの高まり

本学卒業生の教員就職者は中学・高校の教員が多数であるが、小学校教員として活躍している者も少なくはない。現在でも小学校教員免許の取得を求める学生の数は増えており、毎年卒業後に他大学の通信教育等で小学校教員免許を取得する者が複数いる。新学科の開設は、こうした学生ニーズの高まりにも応えるものとなる。なお、本学卒業生で現在小学校教員となっている者の数は 67 名で、全体約 1,200 名の 5%を超えている状態である。また、学科別の人数は以下のような状況である。

法	政治	経済	経営	哲学	史学	日文	英文	独文	仏文	心理	化学	数学
9	15	8	4	6	9	2	1	2	3	2	2	4

本学に教育学科が開設されれば、他大学を利用することなく、在学時に学ぶことによって小学校教員免許が取得できることから、社会的ニーズにも応えうるものとなる。

以上のように、学生確保という面では上記・他大学の動向と本学のこれまでの実績および社会的評価、近年のニーズを勘案して十分可能かつ妥当な状況であると判断し、学校法人の理事会・評議員会で承認を得た。次項でもさらに詳しく述べる。

4. 学生確保についての見通し

学生の確保の見通しは、教育学科開設における重要事項である。ここで重視すべきことは、第 1 に小学校教員の需要状況の長期展望、第 2 に入試志願者予想である。

教員採用数に関しては、少子化による児童数の減少と、多様な授業形態（チームティーチング等）の利用による教員需要の増加の大小関係（厳密には退職者数の影響も受ける）によるところが大きいと言える。しかし多くの私立大学が小学校教員養成に乗り出していることから市場としては成立していることが見て取れる。教員需要は都道府県により異なるが、現在は都市部（首都圏および近畿圏）を中心に小学校教員採用試験の倍率低下状態が続いている。

本学との併願に関しては、小学校教員養成を行っている教育系学科を有する私立大学や国立の教員養成系大学が考えられる。これまでの本学および文学部の実績と社会的評価を考えれば、一定数の受験生が希望することは間違いないと考える。

教育学科の教育内容と受験生の志望分野・動機の整合性（小学校教員を目指す人が受験してくる学科であること）から見て、文学部既存学科との競合は起こりえないと考えている。

なお、教育系の学科が設置されることで受験生がどの程度増加するのかについて調査したが、代々木ゼミナールの「2009年入試データファイル」に参考になるデータがあった。平成20年度と21年度の「教育・児童・子ども」系の学科のデータである。これによれば同系の学科は5,249名の志願者増で、文科系では他の学科に比べて圧倒的な増加数である。このデータによると、全国350大学の受験生の総数（平成21年）は、本学文学部に相当する系統では哲学18千、美術40千、史学51千、日本文学・語学58千、外国文学・語学158千、心理59千である（いずれも千人未満切り捨て、以下同様）。これに対して教育系は77千であり、系統別では経営・商346千、経済277千、法律194千、外国文学・語学158千、電気・情報117千、政治86千、機械80千に次いで8番目に多い数字である（41系統中）。大学入試において教育系の系統を志願する受験生は相当数存在することがわかる。

さらに興味深いのは「ランク別」のデータである。「教育・児童・子ども」系の学科の志願者は、偏差値65以上の受験生が前年比186.5%と最も伸び率が高く、これも他系の学科と比べて圧倒的な増加である。続いて偏差値60～65の受験生が109.6%という状況を示している。つまり「教育・児童・子ども」系の学科には、学力の高い受験生がかなり多く志願していることがわかる。平成23年度でも「教育・児童・子ども」系の学科の受験生はさらに増加しており受験生数は89,923名、すなわち約89千名である。これは前年比7,204名の増加で、突出した増加数である。倍率も16.5倍で、これはいわゆる文化系では最も高率となっている。

文学部が教育学科を開設した場合、受験生は教育系学科を有するいくつかの私立大学と併願することになるが、既存他学科と同様の合格ラインで受験生を集めることができるものと考えられる。以上のことから、毎年一定数の受験生を確保することができると判断した。高校生へのアンケート調査により受験ニーズを把握することも検討したが、その場合本学による新学科設置を学習院の外部に公表することになり、文部科学省への設置認可申請前には好ましくないと判断した。申請書類を提出した後、すなわち6月以降に実施する予定である。なお、学習院高等科、同女子高等科の生徒へのアンケート調査（平成24年3月9日実施）によると、現高校3年生126名のうち、新設する教育学科に関心があると回答した生徒は「かなり関心がある（進学も検討）」が17%（22名）、「少し関心がある」が40%（50名）であった。合計すると約6割の生徒に関心を示してくれている。特に推薦進学を検討したい生徒が、男女の高等科からの進学者上限13名を大幅に超えていることから、かなり狭き門になると予想される。このことから、本学に教育学科を開設した場合、一定の受験生に関心を示してくれることが推測されるのである。

5. 教育学科の目標と養成する人材

学則第5条の2に記載する教育学科の教育目標（人材像含む）は次のとおりである。

「教育学科の教育目標は、教育および社会に関する幅広い知見と教育に関する専門的な技能を獲得させ、発達の多様な可能性を探求・研究することである。次代を担う人々の成長を促進し共生社会を形成・創造するための資質・能力をもった人材を育成することを目指す。」

この目標を具現化するための人材養成のビジョンは以下の通りである。詳細は次項イ（教

育学科の特色)で示す。

- ① 入学定員を50名とする。本学の既存学科(特に文学部各学科)と同様、教育学科においても少人数教育を実践する。教員採用試験の合格実績も一定の成果をあげる必要がある点を含め、教員一人あたりの学生数(S/T比)や教員免許取得のための教職課程基準等の条件も加味して総合的に判断した結果、入学定員50名、収容定員200名と設定した。
- ② 教育学科は「小学校教諭1種免許」の教職課程の認定を受け、学科の主たる目的を「小学校教員の養成」とする。なお小中一貫・連携の動向をふまえ、中学校教員の免許取得も推奨し、義務教育段階を包括的に捉え意欲的に取り組む小学校教員を養成する。本学では既に中学校の教員免許を取得するための教職課程を設置しているため、既存の学科との連携のもとで推進することができる。教育学科開設により、本学で小中両方の免許が取得可能となり社会的ニーズに応える。
- ③ 文部科学省「教職課程認定基準」により入学定員50名の小学校教員養成課程には専任教員が8名必要である(これは大学設置基準をも充足する)。現行15学科が課程認定を受けている中高の教職課程の「教職に関する科目」担当の専任教員4名を含め12名の専任教員で教育学科の核を組織し、小学校教員養成と現行の中高教員養成の有機的かつ総合的な推進を図る。
- ④ 卒業後の進路は小学校教諭が中心である。少数ながら大学院(本学にも数年後に教育学関係の専攻を開設申請予定)への進学や、進路変更により社会教育、地方自治体、教育産業への就職者も想定している。ただ主目的は小学校教諭としての採用であり、視察した他大学では通常の講義以外にも多様な対策講座を設けて教員採用試験に向けての指導体制を強化していた。本学でもそのような手立てを講じて採用試験での合格率を上げる努力をする。これらはキャリア支援の一環として位置づけるが教育課程外の取り組みになる。なお、小学校教員以外の就職希望者には、本学キャリアセンターと連携してキャリア支援を行う。
- ⑤ 言語教育および体験型学習に関する指導において資質能力の高い小学校教育の教員を養成する。言語教育については、国語教育、英語教育、外国籍児童への日本語教育に関して高い知見と技能を有する小学校教諭の養成を目指す。今後社会のグローバル化の進展に伴い日本語の理解が必要な児童が増大することが予測されることから、教育現場のニーズに応えうるものになる。体験型学習については、新学習指導要領でも引き続き重視されている。教育学科では特に環境教育、ボランティア学習など参画型共生社会を実現するために必要な知識および技能を身につけるための体験型学習を指導できる教員を養成する。
- ⑥ 養成する中心は公立小学校教諭である。先述したように、本院の学習院初等科が明治期以来長い歴史と伝統の中で行ってきた教育実践は、全国の公立小学校の教育にも影響を与えている。そこで、学習院初等科の伝統的な教育活動、例えば言語教育や表現活動等の実践のあり方を初等教員養成の教育内容に反映させることで、教育学科の学生には初等教育の神髄を理解させる。

イ 教育学科の特色

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年）の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」には、「特に大学は、全体として世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、幅広い職業人養成、総合的教養教育、特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等の各種の機能を併有する」と書かれている。これらの機能のうち教育学科は「高度専門職業人の養成機能」を中心に据え、「社会貢献機能」を副次的にした教育・研究を行う機関とする構想である。以下にその基本的な考え方を記す。

1. 教育学科が目指す教員養成の理念

「人間関係を基盤とする社会の持続可能性と多文化共生が喫緊の課題となっている今日、日本の子どもたちはそれらの課題に立ち向かえるように育てられているであろうか？ 高度情報化が進行しゲーム機器が氾濫する中で、自然体験や生活体験、社会体験の欠如が著しい子どもたちに、現実と情報の混在から本物を発見する体験型の教育がどれほどなされているであろうか？ 2050 年という時代を見据えた上で、これからの小学校教員の養成を行う必要がある。」

現行の教職課程の専任教員によるこのような議論を、小学校教員養成の定員規制が撤廃されたのを機に具体化しようというのが、今回申請する教育学科の開設である。2050 年、すなわち 21 世紀中葉に社会の中核を担っている子どもたちを想定し、その子どもたちに対する教育を担える教員を今後継続的に送り出す学科を開設することが本学の社会的使命であると考えた（実際、教育学科を卒業して教員になった学生が会う子どもたちは、21 世紀中葉の社会を生き抜いていくことになる）。学習院の教育指針である「広い視野、たくましい創造力、豊かな感受性」を育み、それらを全国の小学校教育に生かす人材養成を行う場、それが教育学科である。

2050 年を見据えた上での小学校教員の養成、すなわち約 40 年後以降に社会の中核となっている今日の小学生を指導する小学校教員養成の具体的な方策は以下の通りである。

(1) 「広い視野、たくましい創造力、豊かな感受性」の育成

2050 年という時代においても、初等教育の基本的な枠組みが知育・徳育・体育からなることには変わりがなく、学習院が教育の指針としてきた「広い視野、たくましい創造力、豊かな感受性」を育むことはますます重要になっているはずである。特に、人と人とを繋ぐコミュニケーション能力の基礎をなすのは、まさに「広い視野、たくましい創造力、豊かな感受性」であろう。したがって、私たちは「広い視野、たくましい創造力、豊かな感受性」の育成を担える教員の養成を基本に据える必要があると考える。子どもたちに広い視野を開かせ、子どもたちのたくましい創造力をよりたくましくし、豊かな感受性をより豊かにするには、子どもたちと接する教員自身が「広い視野、たくましい創造力、豊かな感受性」をそなえていなければならない。それを実現するために、教育プログラムのすべてにおいて、「広い視野、たくましい創造力、豊かな感受性」を意識した取り組みを根底に据える必要がある。

(2) 多文化共生と環境教育・ボランティア学習の重視

2050年の人類社会は、現在以上にさまざまな重大な課題に直面していると予想される。石油資源をはじめとする資源の枯渇や環境問題は今より深刻になり、人類社会の持続可能性（sustainability）と正面から向き合わねばならない時代となっている可能性が大きい。また、環境問題にとどまらず、多文化共生社会においては人と人を繋ぐコミュニケーションのあり方や相互理解など、社会生活の多様な場面で課題解決が求められるであろう。そのような時に、小学校教員がそれらをどのように受け止め、子どもたちにどのように指導していくかは、非常に重要な問題である。小学校教員には発達段階に応じた的確な指導がより一層求められることになる。青少年の発達過程についての深い理解とともに、持続可能な多文化共生社会を実現する教育手法を身につけさせる教育が小学校教員養成に不可欠となるであろう。しかし、残念ながらこの領域の教育手法については、未だ十分に確立しているとはいえない。今後、この領域についての研究を深めて、発達段階に適した教育手法を見だし、それを教育現場に導入していくことが求められる。本学の教育学科が送り出す教員には、是非ともそのような意識をそなえるような教育をしなければならないと考えている。

なお、上記と関連のある教育のあり方はユネスコを中心として ESD（Education for Sustainable Development の略）と言われることがある。しかし、私たちは D については Development と同時に Diversity（多様性や相違を認める価値観）をも教育の中軸に据え（ESD&D）、多様化した社会で活躍する人材を教育することができる教員を養成するために「教育創造科目」という科目群を策定している。具体的には「環境教育論Ⅰ」「ボランティア学習論Ⅰ」「国際理解教育論Ⅰ」「日本語教育論Ⅰ」などである。

（3）コミュニケーション能力と国際的視野・アジアへの視座

2050年という時代を見据えた場合、青少年を取りまく環境は大きく変化してきているはずである。国際化はますます進行し、人・モノの交流はますます活発になり、様々な文化が混在した社会になっていることは容易に想像できる。異なる文化を持った人々との交流、特に近隣諸国との交流が日常化する中で、英語のみならず中国語・朝鮮語（本学では韓国語ではなく朝鮮語の名称で科目を開設）についても、その基本的なレベルの習得が小学校教員に求められる。と同時に、国際化が進んで人的・文化的な交流が活発になればなるほど、日本における小学校教育では今まで以上にしっかりした日本語教育が求められることになる。そして、小学校教員自身の日本語力もこれまで以上に確固としたものが求められることになる。例えば文部科学省平成 23 年度教職課程認定に関する事務担当者説明会資料「教員の資質能力の総合的な向上方策について」2 頁には、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が小学校・中学校ともに平成 20 年度は平成 5 年度の 2.6 倍になっていることが示されている。保護者の都合によりアジアから来日した児童も多く含まれていると考えられる。そして今後はさらに増大すると予測される。したがって、英語および中国語・朝鮮語の一定水準の力の習得とともに、それ以上の確固たる日本語力の習得を求める必要がある。授業科目としては「発信技法Ⅰ（言語表現）」などを教育学科専門科目として設定している。

（4）本物体験（自然体験と社会体験の両面）の重視

IT化がますます進むことも間違いないであろう。その結果として、子どもたちの周囲にはバーチャルな空間が氾濫していることであろう。現実と仮想の区別がつかなくなるという事

態が拡大するおそれは大きい。そのような時にこそ子どもたちには豊富な自然体験、社会体験、生活体験が求められる。豊富な「本物の体験」を通して、現実世界と仮想世界を識別する能力を育むことは現在でも必要かもしれないが、2050年にはより一層必要に迫られているはずである。そして、そのような本物の体験を子どもたちに提供できる小学校教員が求められることになる。自らがさまざまな体験を豊富に持つとともに、子どもたちにさまざまな体験を指導できる小学校教員を養成する必要がある。そのため授業科目としては「自然体験実習」「社会体験実習」などを教育学科専門科目として設定している。

2. 教育学科が目指す「四つの創造」

教育学科では、これまでの小学校教員養成にはない創造的な学科の開設を目指し、以下の「四つの創造」を教育・研究の柱としてカリキュラムを構成する。

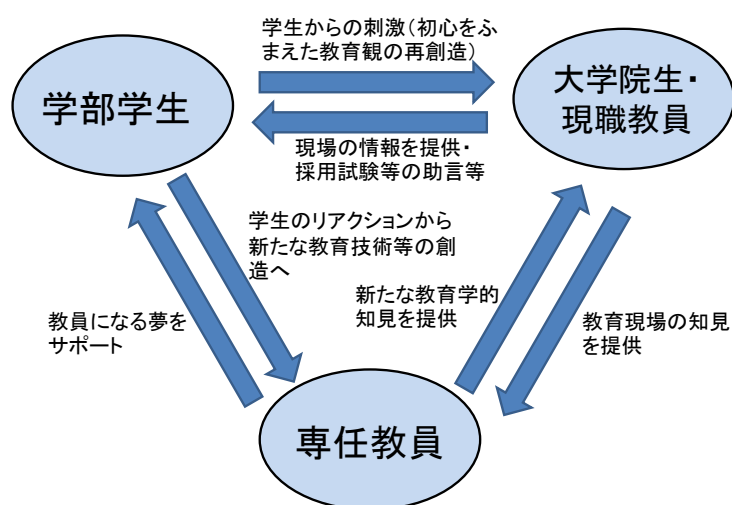
(1) 「次世代の教員養成にふさわしい教育の創造」【創造 1】

これまでの中高の教員養成の実績を生かし、本院・本学の教育理念にあった小学校教員養成を行う。特に今後社会的ニーズの高まる日本語教育や、これまで重要性が指摘されながら教育実践が不十分であった環境教育やボランティア学習等に関して新たな教育内容・方法を研究し創造する。すなわち日本語教育、環境教育、ボランティア学習に関する知見を学び、それらを小学校教育において展開する際の教育内容として創造することを目指す(個々の教育研究はあるが、これらを組織的にカリキュラムに配している大学は多くない)。教員養成課程の教育は「教員になる」ということを見据え技術的な面に陥りがちであるが、新学科ではそれだけでなく、新しい教育内容を模索し、創造し、学内外に提案できるような態勢を整えていく。授業科目としては「環境教育論Ⅰ」「ボランティア学習論Ⅰ」等を教育学科専門科目としている。

(2) 「教員養成システムの創造」【創造 2】

本学の既存の中高教員養成では卒業した現職教員と学生が切磋琢磨する機会を設けている(後述する桜育会、教職合宿等)。教育学科開設後の小学校教員養成でも同様とする。その際、学生の資質・能力の向上だけでなく、卒業した現職教員、大学教員の三者の学びの共同実践を行い、それぞれの教育力の向上を目指すという教員養成のスタイルを創造する(教育課程外の取り組みが中心)。なお、学科開設の数年後に大学院を設置する構想(予定)があり、その場合には現職教員も受け入れることを想定している。現職教員のもつ実践的な知を学部教育に生かすようなシステムを創ることも考えている。専任教員を含めて三者の連携のなかで新たな教員養成のスタイルを創造することになる。図解すると次のようになる。これらの取り組みは、教育課程全体を通して配慮するほか教育課程外の活動(合宿の実施等)においても積極的に実施する。

教員養成における「学びの共同体」



(3) 「小学校教育における人的ネットワークの創造」【創造3】

小学校の教員となった卒業生が教育学科で培った資質・能力を最大限に発揮することで、小学校教育の現場を再創造する。

特に小学校教育の現場においては、児童と教員、児童と保護者、地域の人々と各家庭、保護者と教員、地域の人々と教員等の多様な人的ネットワークの創造が重要であり、その要に在るのが教員である。したがって、これからの小学校教員には言語表現、身体表現、ITによる表現など豊かな表現力を駆使しながらコミュニケーションを図っていく資質が求められる。そのため表現能力を向上させる授業科目を設置し、実践的な指導を行い、力量形成を徹底する。具体的には「発信技法Ⅰ（言語表現）」「発信技法Ⅱ（身体表現）」「発信技法Ⅲ（情報）」等の科目である。

(4) 「大学による地域貢献の創造」【創造4】

現在行っている豊島区教育委員会との連携事業を拡充し、学生をスクールサポーターとして区内の各学校に派遣することなどを通して、地域の教育を創造する。そのことを通して大学による社会貢献をさらに推進する。

豊島区との連携については、日本語日本文学科の教育実践（日本語教育系の学生のサポート活動）が高く評価され、豊島区教育委員会から他の分野でも是非実施したいということで教職課程に要請があり、平成20年度から始まった事業である。20年度は小・中学校（1校ずつ）に計10名、21年度は7中学校に計11名、22年度は7中学校に14名をスクールサポーターとして派遣した。このような協力関係を大切にしながら、教育学科を開設した際はさらに規模の大きなものとして貢献することができる。大学の教育力により地元・豊島区の初等・中等教育を活性化していく契機にすることと、学生のインターンシップや教育実習を受け入れてもらうという双方向の関係性を企図した事業となることを想定している。

それ以外にも、授業科目「子どもと発達」では幼稚園や保育所での観察・見学、授業科目「社会体験実習」では教育以外の分野も含めた地域の各所での活動を通して、学校と地域の連携・協働の重要性を学ぶことになる。

ウ 学部、学科等の名称及び学位の名称

1. 学科名称および学位名称について

- 学科の名称 「教育学科」 (Department of Education)
- 学位の名称 「学士 (教育学)」 (Bachelor of Education)

申請する学科の名称は「教育学科」 (Department of Education)、卒業生に付与する学位の名称は「学士 (教育学)」 (Bachelor of Education) である。既に学則改正案を整備し、学校法人の理事会・評議員会の承認を得ている。

学科名称の策定に関しては学内、文学部内で種々の議論があり、慎重に協議を重ねた結果「教育学科」とした。協議の過程で、近年教育系学科（特に小学校教員養成を行う学科）を新設した他大学の名称も調査し分析を行った（23 大学 23 学科）。その結果、傾向としては「教育」「発達」や「児童」「子ども」という名称を含むものが顕著であった。

本学で教育学科とした理由としては、

- ① 国際的な通用性を考慮し教育 (Education) としたこと
 - ② 基盤となる学問としての「教育学」、対象とする事象としての「学校教育」、人材育成 (大学の機能的側面) としての「教員養成」のいずれも教育がキーワードであること
 - ③ 上記・設置の趣旨等にも記したとおり小学校教員養成を主たる目的とする学科という理由から「教育学科」が最適であること
 - ④ 後述する科目群のうち相当数「教育学」関係や学校教育を対象とした科目を学ぶ教育課程になっていること
 - ⑤ 本学科が所属することになる文学部の他学科が哲学科、史学科、心理学科など学問分野に即したシンプルな名称になっており (法学部などの他学部も同様)、本学のアカデミックな学風にはシンプルな名称の「教育学科」が馴染むということ
- 等があり、これらを総合的に判断した。

2. 文学部の教育学科として開設する理由

本学で小学校教員養成を行う際、教育学部を単独で設置するのではなく、教育学科として開設するのは、他学部の規模とのバランス、新規採用教員数など経営面からの判断などもあるが、以下に述べるように本学の既存学部の中に上記の理念を有する学科を開設する場合、最もふさわしいのは文学部であることによる。その理由を文学部としてのメリット (必要性) の観点から次に挙げる。

- ① 学則第5条の2に記された各学部の教育研究上の目的のうち、上記の学科構想の趣旨と最も合致するのが以下の文学部についての記述であること

文学部の行う教育の目標は、人文科学諸分野の研究内容を理解し、研究方法を取得した学生自らが、人文科学研究の創造を行うところにある。文学部各学科で文化創造の経験をさせることによって、社会の一員として、社会全体の文化を考え、文化を支え、文化を創造する担い手を育てることを目的とする。

- ② 学則第19条により現在の教職課程科目が文学部で開講されていること
- ③ 現行の教職課程の専任教員は全員、文学部教授会および人文科学研究科教授会の構成員となっていること
- ④ 教職課程の専任教員は、文学部の各種委員会の構成員としてこれまでに一定の役割を担ってきていること
- ⑤ 他大学でも文学部の中に教育系の学科をおいていることが多いこと（立教大学等）
- ⑥ 今後特に求められる教員像として「外国籍の児童に対する日本語の指導もできる小学校教員」が挙げられることから、文学部内の日本語日本文学科の協力を仰ぎながら教育内容・方法、カリキュラムを検討することができること
- ⑦ 学術的な面においても既存学部の中では文学部内の学科との関連が最も密接であること
以下に例示してみると、教育内容の面からも文学部各学科の隣接領域となりうる研究課題・教育内容を扱っていく学科になっていることがわかる（括弧内は近い内容に関わる学科名、コース名）。

- ・日本語の能力が不足した外国籍の児童に対する言語教育（日本語日本文学科）
- ・小学校段階からの英語教育（英語英米文化学科）
- ・児童の発達段階に即した適切な教育、ADHD等特別支援に関する知見（心理学科）
- ・多様な文化理解を基盤に共生社会を築くための手がかりを学ぶ教育（ドイツ語圏文化学科、フランス語圏文化学科など）
- ・小学校6年生社会科における歴史教育の教材研究（史学科）
- ・図画工作科における美術に関わる教材研究（哲学科美術史コース）
- ・教育の社会的意義、教育に関する思想・歴史（哲学科）

これらはあくまでも例である。最後に挙げた哲学科については、文学部の歴史から見て最も関連が深い系譜となっている。過去に、哲学科の心理コースが心理学科として独立し、教育コースの教員であった2名が教職課程の専任教員として独立した経緯があるからである。

以上のことから、教育学科は文学部の新学科として十分適合性のあるものであると考えられる。小学校の各教科の学習内容が、いわゆる自然科学、人文科学、社会科学、文化芸術の幅広い分野に関連していることを考慮すれば、他学部での開設も可能性がないわけではない。しかし現実的には、上記のような理由から文学部内で開設することが最も妥当性が高いといえる。

本学文学部は、昭和27年4月に、それまでの文政学部を廃し政経学部と文学部を設けたことによって生まれた歴史のある学部である。歴史と伝統ある学部に新学科を開設することで、これまでの文学部教育で培ってきたさまざまな学生指導の知見を生かした教育を展開することができる。

3. 文学部既存学科にとってのメリットと相互補完性

上記と関連して文学部既存学科にとってのメリットは、教育において教育学科と他学科とが連携することにより文学部自体の活性化が図られることや、新たな社会的評価を受ける素地を提供できる点である。研究については、教育・教職に関する学科ができることで、既存の学科・研究科との共同研究の可能性が広がる。例えば、心理学科とは発

達の視点（教育心理学、児童発達心理学の視点）で教育を捉えることや、スクールカウンセリングなど実践的な理論を共有することが考えられる。

また、日本語日本文学科の日本語教育系とは、教員養成の研究、授業研究などの実践的な研究に関わる共同性が実現できる。日本語教育については、既に日本語日本文学科の研究と実践が社会的にも高く評価されており、その知見を生かした小学校教員を輩出することは文学部としても意味あることである。国際化にともない、今後さらに日本語の指導が必要な小学校児童が増えること（小学校一校に一人は日本語指導ができる教員を配置するといった状況もありうる）を考えれば、教育現場のニーズに応えるものとなる。

これらは一例であり、他学科や大学院人文科学研究科の各専攻との共同の可能性も十分考えられ、文学部内に設置するからこそ出来るメリットと言える。

補足として、小学校の教科には理科や算数もあるため、研究上は理学部各学科との連携も模索可能である。研究というよりも、むしろ設備面での協力を依頼することを想定している。可能であれば最先端の自然科学を、小学校の教員を目指す学生に講じてもらうことで、次代を担う（理科離れが指摘されている）子どもたちに最新科学の知見が間接的であれ伝わっていくことになる。

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育学科の教育課程の編成の考え方

本教育学科は、初等教員養成を主たる目的として「高度専門的職業人の養成」を行う学科であり、その目標は、教育および社会に関する幅広い知見と教育に関する専門的な技術、および子どもの発達の多様な可能性を探求する能力を教育して次代の共生社会を創造する資質・能力を備えた人材を育成することにある。本教育学科は、この目的と目標を達成するために①本院の教育理念である「広い視野、たくましい創造力、豊かな感受性」を生かした教員養成、②「多文化共生と環境教育・ボランティア学習の重視」、③「コミュニケーション能力と国際的視野・アジアへの視座」、④「本物体験（自然体験と社会体験の両面）の重視」の4つの理念を掲げ、この四つの理念を実現する方策として①「次世代の教員養成にふさわしい教育の創造」（創造1）②「教員養成システムの創造」（創造2）③「人的ネットワークの創造」（創造3）④「地域貢献の創造」（創造4）を掲げている。これら特色ある教育を実現するための教育課程の組織と特徴について以下に述べる。

本学科の学生が履修する科目は、他学科の学生と同様、学科専門科目と教養科目を含めた非専門科目に大別できる。このうち非専門科目は、社会人として必要な幅広い教養を学ぶための科目群であり、教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた4科目を含み、教職専門性の基礎である教養教育を担っている。なお、教育課程の編成並びに科目群の構成に関しては、「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（教育職員養成審議会・第一次答申）」（平成9年）の1-1-(2)「今後特に教員に求められる具体的資質能力」の例示（地球的視野に立って行動するための資質能力、変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力、教員の職務から必然的に求められる資質能力）の各項目を参考にした。特に、2050年を見据えた小学校教員養成の具体像に関しては「地球的視野に立って行動するための資質能力」の3項目から示唆を得ている。

学科専門科目の特色は、「教育基幹科目」「教育創造科目」「免許関連科目」の三つの科目群に分けて編成していることである。この三つの科目群のうち、「免許関連科目」は小学校教員免許取得に必要な科目群であり、本教育学科の教育を特徴づける4つの理念と四つの「創造」は主として「教育基幹科目」と「教育創造科目」において具体化されている。「教育基礎科目」は、教育学の基礎に相当する科目群（「教育価値」系列）と、学校教育に関する知見を学ぶ科目群（「教育と現代社会」系列）で組織している。また、「教育創造科目」は、持続可能な社会と多文化共生社会に対応する「新しい実践の創造」系列の科目群、コミュニケーション能力を高める「表現と創造」系列の科目群、および、体験型学習を促進しホンモノに触れて学び方を学ぶ「体験と創造」系列の科目群で組織している。これら「教育基幹科目」の2系列と「教育創造科目」の3系列は、本教育学会の4つの理念を内容的に具体化した編成であり、それらの科目群は上記の「4つの創造」の方策によって、その教材と学び方を構成している（これらの関連性については次頁の表にまとめた）。

本教育学科の教育課程は、上記の編成原理にもとづいて、現代から未来を生きる社会人にふさわしい幅広い教養教育を基盤として、これからの日本社会にとって喫緊の課題である持続可能な社会と多文化共生の社会を実現し、ホンモノ体験をとおして創造的に探求する能力とコミュニケーション能力を備え、アジア諸国を中心とする国際性を兼ね備えた新しい時代

を切り拓く小学校教員の養成を企図している。

以下、専門科目の科目群、非専門科目の科目群のそれぞれの編成、および、履修の方式について述べる。

■教育基幹科目群、教育創造科目群と4つの理念及び4つの創造の関連性			4つの理念				4つの創造			
科目分類	科目系列	科目例	広い視野等	多文化共生	コミュニケーション	本物体験	新たな教育内容	教員養成システム	人的ネットワーク	地域貢献
教育基幹科目	I 教育の価値	初等教育学 基礎演習 教育創造演習 卒業論文	本院の教育 目標である 「広い視 野、たくま しい創造 力、豊かな 感受性」を 生かした教 育を行うた め、すべて の科目を通 して	△	○	○	△	特定の授業科目で はなく、教育学科 全体を通して	△	特定の授 業科目で はなく、 教育学科 全体を通 して
	II 教育と現代社会	世界の教育 教育の歴史と現代 子ども文化論 特別支援教育論 教育経営組織論		○	△	△	○		△	
教育創造科目	I 新しい実践の創造	日本語教育論 I		◎	△	○	◎		○	
		環境教育論 I		◎	△	○	△			
		ポランティア学習論 I								
	国際理解教育論 I	◎		△	○	△				
	学校地域家庭連携論									
II 表現と創造	発信技法 I (言語表現) 発信技法 II (身体表現) 発信技法 III (情報)	○	◎	△	△	◎				
III 体験と創造	自然体験実習 社会体験実習 レクリエーション演習	△	○	◎	○	△				
※これらを基盤に免許関連科目で小学校教員として実用的な力量形成を図る										
関連性あり △										
関連性の強いもの ○										
特に関連性の強いもの ◎										

2. 教育学科専門科目について

(1) 教育学科専門科目の科目群の体系

①専門科目の構成の基本的な考え方

(資料 1) は教育学科の専門科目の一覧表である。教育学科の開設科目群は「教育基幹科目」「教育創造科目」「免許関連科目」の 3 区分で構成している。これらは、大別して教育職員免許法に基づき小学校教員免許取得に必要な科目とそうでない科目に分けられる。前者が「免許関連科目」、後者が「教育基幹科目」「教育創造科目」に相当する。このような区分は、教育学科の理念を社会にわかりやすく示すためと、学生が履修する際に自身の履修状況を把握しやすいという両方の理由による。

なお「免許関連科目」については、教育職員免許法に適した名称・内容・方法の科目群で課程認定を受けるため、他大学の小学校教職課程認定学科が開設している科目群と名称が大きく異なることはない(教育内容・方法等の点で独自性を出すことはある)。これに対して「教育基幹科目」と「教育創造科目」については教職課程の認定とは直接関連がないため、名称・内容を含め本学教育学科としての独自性を出した開設科目群となっている。

以下に 3 区分の科目群の特徴と科目構成について述べる。

②「教育基幹科目」(資料 1 の 1 段目) について

小学校教員として活躍するためには、まず教育という社会的事象や人間に対する深い理解が不可欠である。そこで教育に関する基本的な知見を理解させる科目群を編成した。1 年次で履修させる基礎的な内容の「基礎演習」「初等教育学」から、4 年次に

おける総まとめとしての「卒業論文」までを学年進行にしたがって適宜配置している。内容としては教育学の基礎に相当する科目群と、学校教育に関する知見を学ぶ科目(免許関連科目ではないものの教員養成として必要な科目)群の2種に分かれる。教育学の基礎に相当する科目「教育の価値」系列としては「初等教育学」「教育創造演習」「卒業論文」等がこれにあたる。学校教育に関する知見を学ぶ科目「教育と現代社会」系列としては「学校カウンセリング論」「教育経営組織論」等がこれにあたる。

これらの科目の履修を通して学生が教育に関する基本的理解を深め、小学校教員として必要な学校教育に関する知見を獲得することを主眼としている。なお「卒業論文」は必修科目で、各学生が興味・関心のある研究課題・テーマを定め4年次に約一年間かけて論文を作成するものである。

③「教育創造科目」(資料1の2段目)について

これからの学校教育でよりいっそうの充実が求められる日本語教育、環境教育、ボランティア学習などの教育実践に関わる科目群、教員として必要不可欠な表現力を体得させるための科目群、体験型学習の指導力向上のための科目群から成っている。これらの科目の履修を通して、言語教育や体験型学習に関する実践的な力量形成を行うのが教育学科の大きなねらいになっており、いわば目玉ともいべき科目群である。

第一は「新しい実践の創造」系列で、ESD&D (Education for Sustainable Development& Diversity) (多様性や相違を認めつつ持続可能な社会を創造するための教育)に関わる科目群である。「日本語教育論」「環境教育論」「ボランティア学習論」等がこれにあたる。これらは大別して3種に分かれる。「日本語教育論」のIⅡ、1~2年次に学ぶ「環境教育論」「ボランティア学習」「国際理解教育論」の各IⅡ、そして3年次以上で学ぶ「市民性教育論」などの科目群である。「日本語教育論I」は、グローバル化に伴い日本語が母語ではない外国籍児童への対応のニーズが高まると予想されることから必修科目とした。それに対してグローバル化した社会そのものを学び、多様な人々と連携していくこと等を学ぶための科目群が二番目の「環境教育論」等である。現行の小学校の教育課程に即応するとすれば「総合的な学習の時間」ということになる。この科目群はESD&Dの中核を成す科目であり、そのためこの領域の研究分野を専門とする専任教員を配していることも特徴である。また「環境教育論」は後述する「自然体験実習」と、「ボランティア学習論」は同様の「社会体験実習」と各々密接に結びついた科目でもある。各々の実習科目では学生自身が種々の体験をすることに主眼を置くが、対応した教育論・学習論では体験型の学びを含め小学校における教育実践のあり方、指導のあり方を考察することになる。両方の知見を通して、学生自らが主体的にグローバル社会における教育を考察できるよう配慮している。三番目の「市民性教育論」「参画型学習論」「学校地域家庭連携論」「生涯学習論」の科目群は2年次までに考察した科目内容を基礎にしながら、各々違う角度からグローバル社会における教育創造の内容・方法について学ぶものである。

第二は「表現と創造」系列で、表現力を向上させるための科目群として「発信技法I(言語表現)」「発信技法II(身体表現)」「発信技法III(情報)」で構成している。小学校教員は全教科を指導する授業実践を含め、多様かつ大量の情報・知見を多様な形式で発信する職業である。どのような発信情報を扱うかを含め、各種発信の意義について十分な理解

が必要であるとともに、発信者として適切な技法を身につけていなければならない。そこで、どの科目も教員として必要な発信能力を育成するため実技を交えた演習形式（20名程度の少人数）で行う。なお、これらは選択履修のため、必ずしも3科目すべての内容をマスターするとは限らない。そこで3年次の必修科目である「教育創造演習」でも同様の内容を扱い、履修しなかった内容を補足し、履修した内容をさらにブラッシュアップする機会を設けることとする。

第三は「体験と創造」系列で、体験型学習の指導力を向上させる科目群であり、特に「自然体験実習」「社会体験実習」の2科目は必修科目としている。この2種の体験は現在の小学校教育でも既に重視されてきているが、今後さらに重要性が高まるものと考えているからである。そのため、まずは小学校教員自身が豊かな体験を有することが必要であり、さらにそれらを基盤として小学生に指導できるための力量形成を行う必要がある。自然体験は10～20名程度の少人数班編成の体験型学習を行う。また、この2科目は「環境教育論」「ボランティア学習論」と各々関連した科目となっている。自然および社会における体験実習を通して環境教育およびボランティア学習のあり方について、さらに考察を深める契機とするねらいをも含んだ科目である。「子どもと発達」は幼児教育の現場（幼稚園または保育所等）での見学・観察等を通して児童の発達を考察するための科目、「レクリエーション演習」は多様なレクリエーション材について体験的に学び、それらを小学校教育に生かす方策を考察するための科目である。いずれも学生自らが体験することの意義と、それらを小学校教育に活用することの意義の両面を盛り込んだ体験型学習となる。

以上のように相互に関連した内容をもつ複合的な科目群を履修することで、学生が教育という社会的事象に関する理解を深め、小学校教員としてふさわしい資質・能力を向上させるよう配慮している。

④「免許関連科目」（資料1の3段目）について

小学校の教員免許取得に必要な科目群であり、大別すると「教職に関する科目」「教科に関する科目」「教科又は教職に関する科目」の3種で、これは教育職員免許法上の区分である。

「教職に関する科目」は、教育職員免許法施行規則に定められた教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程及び指導法に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習、教職実践演習からなる。各々に該当する科目は、法律を満たすように構成している。どの科目も学問的知見だけではなく、小学校教育の現場の状況および学習指導要領に即して講義、討論、発表などが行われる。後述するが教育方法は多様で、一方的な知識伝達にならないよう各担当教員による工夫がなされる。教員を目指す学生に対して、多様な教育方法を体験してもらうことも教員養成段階の重要な使命であると考えているからである。

次に「教科に関する科目」は、小学校の教科内容およびそれらに関連する学問的知見に関する内容を講ずるものであり「○○科概説」の名称になっている。主に講義形式で行われる。本学では小学校の9教科すべて（各2単位科目で18単位）を免許取得のための必要単位としているのが特徴である。教育職員免許法では最低8単位必要となっているが、これを大幅に上回る数字である。全教科の単位を修得させる理由は、すべての教科に関する

最低限の学問的知見は小学校教員として必須であると考えているからである。特に私立文系型入試による入学者の中には算数・理科の知識が極端に不足している学生がいることが想定されるため、各教科概説の科目の指導において不足した知識を徹底的に補うことも企図している。

第三の「教科又は教職に関する科目」は、新教育課程で必修化された外国語活動に対応した「初等英語活動概説」「初等英語活動指導法」の2科目と、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(通称:介護等体験特例法)に基づく介護等体験の事前指導に対応した科目「介護概論」の計3科目である。

なお、関連して「教育基幹科目」のうち「特別支援教育論」「学級経営論」「児童発達心理学」を教職員免許法上の「教科又は教職に関する科目」として位置づけている。「教育創造科目」のうち「自然体験実習」「社会体験実習」も同様である。

(2) 教員免許取得をしない学生への対応

カリキュラム年次表の3つの科目群を履修させることで、小学校教員として必要な能力の獲得を目指すことは教育学科の主目的から考えて当然である。しかし中には免許を取得したものの就職は教員以外を選ぶ学生や、免許取得そのものを断念する学生も出てくるのが想定される。このように進路変更をした学生にも対応する必要がある。後者については、先行他大学を調査した結果、教員免許取得を卒業要件にしないことで対応していた。本学でも同様とする。そのような学生は「免許関連科目」のすべてを履修しないことになり、その分「教育基幹科目」と「教育創造科目」を多く単位取得することになる。教育学に興味をもった学生は前者を多く取得し、環境教育、ボランティア学習などを含めたESD&D (Education for Sustainable Development) &Diversity等に興味をもった学生は後者を多く取得することが想定される。なお、教員以外の就職先の想定は社会教育、教育産業一般、自治体、環境系やボランティア関係のNPOなど教育の創造に関わる多岐に渡った分野になる。

3. 教育学科専門科目以外の科目について

次に教育学科専門科目以外の科目の構成と特色について述べる。

(1) 外国語科目

教育学科の学生には、グローバル社会を生き抜くために必要な外国語コミュニケーションのスキルが求められる。そこで、教育学科の学生は外国語科目12単位(通年2単位×6科目)を卒業の要件とする。内訳は中級以上を履修する第一外国語を8単位(通年2単位×4科目)必修、初級から学ぶことが前提の第二外国語が4単位(通年2単位×2科目)選択必修である。さらに詳しい内訳は、第一外国語に関しては、1年次に中級を4単位(通年2単位×2科目)、2年次に上級を4単位(通年2単位×2科目)各々履修することを標準とする。第二外国語に関しては、1年次に初級を4単位(通年2単位×2科目)履修することを標準とする。

各々の言語について、第一外国語は英語とする。これは外国語活動として英語活動に取り組む小学校が多いため、それに対応して英語力を向上させることをねらいとするためである。特に外国語活動では、書くことではなく会話形式などの話すこと、聞くこと

を重視するため、学生自らもそのような力量を形成する必要がある。

第二外国語は中国語または朝鮮語とし、アジアへの視座をもった教員を養成する（原則は本学他学科と同様に独語、仏語を含め英語以外の言語とするが、履修指導においてこの二つの言語からの選択を促す）。このことは、日本語教育論の必修化とあわせ、社会のグローバル化にともなって増加すると見込まれる東アジアから来日した児童への対応に関して積極的に関与できる教員を育てる意図がある。

なお、本学の外国語科目については、外国語教育研究センターが各科目を開設し、大学全体の外国語科目の運営を司っている。したがって上記の考え方に基づき同センターが開講する科目を履修することになる。具体的には、第一外国語の英語は原則として「英語R（中級）」「英語C（中級）」「英語R（上級）」「英語C（上級）」の4科目を履修し、第二外国語は原則として「中国語B（初級）」「中国語C（初級）」の2科目、または「朝鮮語B（初級）」「朝鮮語C（初級）」の2科目を履修する（各々のRはReading中心の科目、CはCommunication中心の科目、BはBasic中心の科目である）。

なお、小学校教員免許取得にあたっては、教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた科目「外国語コミュニケーション」（2単位）が必要となるため、それに適合する科目設定とする。

（2）スポーツ・健康科学科目

教育学科の学生にとって体育は小学校の教科指導としての重要性と同様、自身の健康増進・体力向上、スポーツに親しむ心技体を育てること等も重要である。体を動かすことの有意義性、健康に関わる多様な知識を学ぶことは、教員養成として、および社会人養成としても意義がある。そこで、教育学科学生が卒業するために必要な単位として参入するスポーツ・健康科学科目は文学部他学科と同様、必修2単位（通年1科目）とする。本学の体育科目については、全学部共通でスポーツ・健康科学センターが各科目を開設し、大学全体の体育科目の運営を司っている。したがって同センターが開設している体育科目のうち、実技を中心とした科目「スポーツ・健康科学Ⅰ」（2単位）を必修として指定することになる。実技に関しては多様な種目が用意され、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、テニス、サッカー、フットサル、ソフトボール、卓球、フィットネス&コンディショニング、体力トレーニング、ダンス、剣道、ニュースポーツ、ゴルフ、TE（運動が制限されている学生向け）から選択可能となっている。また、さらに高度な実技を習得する「スポーツ・健康科学Ⅱ」（2単位）も履修可能である。

なお、小学校教員免許取得にあたっては、教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた科目「体育」（2単位）が必要となるため、それに適合する科目設定とする。また、「スポーツ・健康科学Ⅰ」の履修は専門科目である「体育科概説」「初等体育科教育法」と関連し、学生自身の健康・体育への意識向上を小学生の健康・体育指導に生かすことで連動を図ることとする。

（3）基礎教養科目・情報科目

教育学科の学生が小学校教員を目指すにあたって、幅広い教養を身につけることは重

要である。そこで最低 8 単位を卒業するために必要な単位数とする。

本学では基礎教養科目運営委員会が主導し、全学部共通の基礎教養科目を開講している。分野は多様で「哲学・思想」（8 科目）、「文学と芸術文化」（8 科目）、「社会科学の基礎」（5 科目）、「歴史と地域文化」（7 科目）、「自然科学の基礎」（8 科目）、「心と身体」（3 科目）、「現代の課題」（12 科目）、「ベーシック・スキル」（3 科目）、「自校史」（1 科目）の 9 つのカテゴリーで 55 科目開講している（平成 24 年度）。これらの多様な科目群の中から学生は自身の興味・関心に応じて選択し履修することができる。

なお、小学校教員免許取得にあたっては、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定められた「日本国憲法」「情報」（各 2 単位）が必要となるため、教育学科学生には「基礎教養科目・情報科目」の科目選択にあたっては、この 2 科目を含めた選択を指示する。

本学の情報科目については、全学部共通で計算機センターが各科目を開講し、大学全体の情報科目の運営を司っている。同センターでは「初等情報処理 1」「初等情報処理 2」「情報数理解析入門 1」「情報数理解析入門 2」「情報処理入門 1」「情報処理入門 2」「マルチメディア論 1」「マルチメディア論 2」「情報処理 1」「情報処理 2」といった多様な情報科目を開講している。教育学科学生にはこれらの中から最低 1 科目を履修することを指示するが、本学他学科の学生が通常最初に履修する「初等情報処理 1」を推奨する。

基礎教養科目の履修は、専門科目である小学校教員養成に関わる科目群とも密接に連動している。学生の基礎教養は、小学校教育の各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動等の教育内容、指導内容と関わっているからである。情報、日本国憲法を含む幅広い教養を身につけた学生を小学校教員として送り出す観点から、専門科目による教育との連動を重視している。

4. 必修、選択必修、選択、自由科目の構成、履修配当年次に関して

教育学科の教育課程は、教育目的を達成することを基盤に、教育職員免許法、同法施行規則、教職課程基準等を充足すること、および文学部他学科との整合性を確保することの 2 点を考慮して編成している。必修科目、選択科目、自由科目の構成も同様の趣旨で設定している。

(1) 必修科目（資料 1 のカリキュラム表参照）

教育学科の必修科目は 48 単位で、その内訳は教育学科専門科目 38 単位（資料 1 のカリキュラム表のうち●印の科目）、外国語科目 8 単位、スポーツ・健康科学科目 2 単位である。必修科目は、すべての科目が卒業するために必要な単位となり、すべての教育学科学生が履修するものである。外国語科目とスポーツ・健康科学科目については文学部他学科とほぼ同様の位置づけとなっている。体育は必修にしていない学部もあるが、文学部では必修としている。教育学科でも心身ともに健康な学生を育成する観点から体育を必修としている。教育学科専門科目の必修科目は教育基幹科目 22 単位、教育創造科目 6 単位、免許関連科目 10 単位である。教育基幹科目が多いのは、1 年次の「基礎演習」（2 単位）、3 年次の「教育創造演習」（4 単位）、4 年次の「卒業論文」（12 単位）といった教育学科の教育の基盤となる科目が位置づけられているからである。教育

創造科目では「日本語教育論Ⅰ」「自然体験実習」「社会体験実習」といった、教育学科が養成する人材像との関連が強い特色ある科目を必修としている。免許関連科目では1年次に履修する基本的な5科目を必修にし、学生が教育学科において教員免許を取得するための基盤となるよう力量形成を図ることをねらいとする。

(2) 選択必修科目

選択必修科目は40単位で、その内訳は教育学科専門科目36単位(資料1のカリキュラム表の中で色分けした部分)、外国語科目4単位である。教育学科専門科目の構成は、学生が過度に偏った科目選択をしないための教育的配慮と、免許取得を卒業要件にしないことへの配慮の2点による(後者は、もし卒業要件にすれば、すべての免許関連科目を必修にしなければならないが、そうではないという意味である)。教育学科専門科目の選択必修科目群は6種あり、教育基幹科目、教育創造科目、免許関連科目を一部横断する形で設定し、配当年次と内容面を考慮して群を構成した。教育基幹科目と教育創造科目では、選択必修科目を合計25科目50単位分開設し、この中から8科目16単位を履修することになる。免許関連科目は、2年次以上で履修する60単位分の科目(免許取得希望者はすべて履修)のうち20単位を選択必修としている。

上記の通り、これらの開設科目のうち36単位が選択必修科目であり、36単位を超えて修得した単位は、まず選択科目14単位分として、次に自由科目20単位分として活用できる。すなわち34単位分あれば、必修を除く教育学科専門科目の卒業要件単位を充足することになる(免許取得希望者は、免許関連科目だけで40単位分該当する)。

(3) 選択科目

選択科目は22単位で、その内訳は教育学科専門科目14単位、基礎教養科目・情報科目8単位である。前者は上記4(2)で、後者は前記3(3)で説明した通りである。

(4) 自由科目

上記・教育学科専門科目のうち最低修得単位を超えて履修した科目、文学部他学科の専門科目、文学部共通科目、他学部の専門科目、5大学間交流科目の単位を自由科目として20単位分カウントし、卒業に必要な単位とする。

後述するが、教育学科の学生で小学校教員免許を取得する学生は、上記のうち「教育学科専門科目のうち最低修得単位を超えて履修した科目」が26単位になり、自由科目の最低修得単位である20単位を超えることになり、それ以上履修しなくても卒業はできることになる。なお卒業に必要な単位を修得し卒業するが、自由科目に相当する免許関連科目の修得が不足しているため小学校教員免許を取得できない場合もありうる。修得すべき残りの単位は、卒業の次年度以降本学の科目等履修生として修得する手段がある。本学の大学院生(専攻は問わず)となった場合にも可能である。

(5) 履修順序(配当年次)の考え方について

教育課程編成において、科目の配当年次にあたっては、1年次～2年次前期を入門期、2年次後期～3年次を展開期、4年次を統合・発展期とし、資料1カリキュラム表に記

載したように3段階で構成している。

入門期は、入学して間もない学生に対して大学における基礎的な学習方法を習得させつつ、外国語・体育を含めた幅広い教養を身につけるための科目、教育学科専門科目のうち基礎・基本的な内容の科目の履修を中核とする時期と位置づける。免許取得に関しては、まず1年次で基礎的な科目を修得させ、2年次になると小学校の教科指導に関わる科目の履修が始まる。2年次前期は各教科の「教科概説」を履修し、各教科の学習内容とそれぞれの背景にある学問的素養について研究させる。

展開期は、入門期の学習内容を基礎にしなが、さらに高度な内容を習得する段階である。免許関連科目では、2年次後期に「教科教育法」を位置づけ、前期の「教科概説」で得た知識等をふまえ、学習指導案作成や模擬授業などについて実践的に学ぶことになる。3年次には、これらの科目を含め時間割の関係で履修できなかった科目を履修することになる。教育基幹科目と教育創造科目については、教育経営組織論などさらに学校教育に即した内容や、生涯学習論、レクリエーション演習など幅広い視点で教育を考察する科目を配置している。3年次になると選択する割合が増え、学生の興味・関心に応じた履修を促すことができるのも特徴である。また、教育創造科目のうち体験実習・演習系科目である「自然体験実習」「子どもと発達」「社会体験実習」については、各々1年次、2年次、3年次とし、無理なく履修できるよう、配当年次を分けて配置している。展開期の科目群は、模擬授業など実践的・主体的な内容を含んだ授業科目が多いことが特徴である。

統合・発展期は、それまでに学習した内容を統合し、より主体的に学習研究する時期として位置づけている。教育基幹科目としては卒業論文の作成、免許関連科目としては初等教育実習と教職実践演習(小)の履修が中核となる。前者は、教育学科全員必修であり、1年間かけて各自のテーマ設定に基づき研究し、その成果を発表するものである。後者のうち「初等教育実習Ⅱ」「同Ⅲ」は、それまでの免許科目の履修で獲得した知識や技能を生かして、小学校(実習校)において体験的に学ぶ科目である。「教職実践演習(小)」は、免許関連科目の総仕上げとして、4年次後期に、知識・技能等を統合し、発展させる科目である。それ以外の科目群については、卒業するために必要な科目のうち3年次までに修得していない単位分の科目を履修することになる(教育学科専門科目以外もすべて)。

以上のように、教育学科では入門期、展開期、統合・発展期と、学生が無理なく履修できるよう教育内容・教育方法の面で配慮している。詳細は「カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件」で述べる。

5. 教養教育に関して

本学では、教養教育に関して学則の第12条で「総合基礎科目は、各学部学科の専門にかかわらず、大学における教育の基礎となる科目をいう」と掲げ、専門科目と同等の位置づけで重視している。教育学科が所属することになる文学部でも専門科目と教養科目の連関性を重視し教育を行っている。

「新しい時代における教養教育の在り方について(答申)」(平成14年、中央教育審議会)の「第3章 どのように教養を培っていくのか」「第1節 幼・少年期における教

養教育」の中には「教員の力量を高める」とあり「児童生徒の教育に当たり、教員の与える影響は計り知れない。子どもたちに教養の基礎を培っていくためには、教員一人一人が、教養の持つ意味を自覚し、生涯にわたって教育者として力量を高めるとともに、常に向上心を持って教養を磨くことが必要である。教員の養成・採用・研修を通じて、一貫してこの姿勢を重視する必要がある」とある。このことは教員養成における教養の二重性を示している。すなわち学生自身の教養の日常的な獲得と、教員になった時に小学生に教養教育を行うという意味で、教育学科の学生はいわば「二つの教養」を身につける必要があるということになる。社会人としての素養としての教養と、小学校教員として必須の教養である。

鑑みれば小学校の教科内容は、一般社会における教養の基礎ともいえる。したがって教育学科で専門科目の教育内容になっているものの中には「小学校教員としての教養」といえるものが多く含まれている。表現力を向上させる「発信技法」や、教科内容に即した学問的教養・知見を学ぶ各教科の「教科概説」、教員自らも体験が必要であるとの趣旨から開設する「自然体験実習」など体験型の科目が該当する。

このうち「教科概説」は、教育職員免許法に定められた「教科に関する科目」であり、各教科に関する基礎的・包括的な内容を扱うよう求められているものである。同法では小学校教諭一種免許状に必要な「教科に関する科目」は8単位となっているが、教育学科では18単位(9教科すべて)修得させる。教育学科では小学校教員に必要な基礎的な教養を重視しているからである。(※教育学科では法律の最低修得単位以上の修得を学生に求めており、これが免許一括申請の要件となる。教育学科の基準を満たさない場合でも、法律の要件を満たせば個人申請により免許は取得できる。このことは入学後の履修指導で学生に周知する。)

このように教育学科では、教養教育とそれ以外、あるいは教養科目とそれ以外という二分法で捉えるのではなく、教養教育を一体化して捉え、専門科目および非専門科目の両面からこれからの教員に求められる教養を身につけさせることとする。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織編成の基本的な考え方

上記「ア 設置の趣旨及び必要性」「イ 教育学科の特色」で述べたように、本学では既に 15 学科で中学・高校の教員養成を行っており、「教職に関する科目」担当の専任教員が教職課程に所属している。さらに教育学科を開設するにあたっては、文部科学省「教職課程認定基準」により入学定員 50 名の小学校教員養成課程の学科には専任教員 8 名が必要である。8 名の内訳は「教科に関する科目」担当が 5 名（小学校の 9 教科のうち 5 教科）、「教職に関する科目」担当が 3 名である。そこで現行 15 学科の中高の教職課程を維持しつつ、小学校の課程認定を受けるために新たに専任教員の確保が必要となった。

「教科に関する科目」担当として小学校 9 教科のうちの 5 教科（社会、算数、理科、体育、音楽）の担当者を配置する。教科教育を専門とし既に教員養成に携わっている研究者および小学校における実践経験豊かな教員である。「教職に関する科目」担当の 3 名は教育学および教育実践論を研究している（既に教員養成に携わっている）教員を配置する。

中高の教職課程の「教職に関する科目」の担当教員 4 名も教育学科所属とする（現行は全学共通の教職課程所属）ことで、これまでの本学の教員養成の歴史、伝統・実績を生かした教員養成を行う（上記アに記載）ことができる。これらの教員は、小学校教員養成では卒業論文指導などを担当する。加えて助教を 1 名採用し、計 13 名の教員が教育学科の専任教員とする体制である。

なお、新規採用にあたっては、教職課程認定の基準に合致させるだけでなく、教員養成という性格上、理論研究者と実践経験者の双方をバランスよく配置することも考慮した。小学校教員養成を主担当とする 8 名のうち小学校での指導経験がある教員が 3 名、中学校での指導経験がある教員が 1 名、残りの 4 名が理論研究センターの教員である。中高の教員養成 4 名のうち中学校での指導経験がある教員が 1 名、残りの 3 名は理論研究センターの教員である。元々理論研究センターといっても教育現場に根ざした研究を行っており、実践経験者も研究の視点を重視している。したがって両者の連携により、さらなる教育研究の広がりを目指している。また、12 名中 6 名が（小学校教員養成 8 名中 4 名、中高教員養成 4 名中 2 名が）既に博士の学位を取得しており、さらに 3 名も博士論文を執筆中である（助教も執筆中である）。学術研究面でも十分な体制を整備する。

2. 教員の研究専門分野

教員の専門分野は教職課程認定基準のほかに、担当科目と研究内容に即して以下のように 3 つに分類できる（個々の業績の詳細は申請書類の様式第 4 号を参照）。

まず教育学系の 4 名である。

第一は「生活指導」（「生徒指導」）、「国語教育」の歴史的国際比較的研究があり、小学校国語教科書の編著者、小学校「道徳」副教材の編著者を長年務めていた教員である。埼玉大学および和歌山大学では小学校教員養成課程での教育経験を有している。現在は小学校教員を大半のメンバーとする教育実践研究集団の指導的立場にある。

第二は日本教育学会の会長であり、日本の教育界における研究をリードしている教員である。国語教育に関する教育方法論的な論考をはじめ、教育制度に関する国際比較、小学

校における学びの共同体構想、教師教育に関する研究など幅広く研究を推進している。小学校教諭との共同研究も多く、研究面でのリーダーとなる。

第三は教育史研究において学校教育の歴史に精通し、小学校教育関係の論文も多く執筆している教員である。平成 17 年 4 月に放映された NHK スペシャル「明治」において、明治期の小学校授業の現場を、教室、教師、児童の様子を含め初めて実証的な映像で再現し、その監修を行うなど、小学校教育に関する多方面な研究活動を行っている。

第四は日本教師教育学会の会長であり、教員養成におけるライフヒストリーを研究対象としている教員である。これまでも各大学で教員養成に携わり実績を上げている。採用後の教員に対する成長・発達を対象とした研究により、卒業生と現役学生を結びつける教育研究体制の構築をリードする。

なお第一の教員の後任（平成 26 年 4 月着任）の教員は教育による人間の主体形成を中心に研究し、教育とは何かという根源的なテーマに迫る。教育行政、教育方法、子どもの権利条約等の研究も深め、複数の大学で教育研究に従事した経験を有している。

以上の 4 名（5 名のうち 1 名は平成 25 年度末で停年退職のため）により、教育学に関する教育研究を推進し、教育基幹科目、免許関連科目を中心に担当する。

次に教育創造系の 4 名である。

第一は日本・中国・韓国の社会科教育課程について比較研究をしている教員である。現在日本環境教育学会の企画委員長を務め、環境教育に取り組む全国の小学校教員との共同研究を推進している。教育学科でも自然体験を含め環境教育推進に取り組む。教職課程での指導経験は最も長く、教育学科をリードする立場にある。

第二は日本特別活動学会の副会長をしている教員である。ボランティア学習の研究を中心とし体験的な授業、討論など多様な授業を展開している。公立小学校の学校評議員や PTA 会長を務め小学校教育にも精通している。中学校教諭の経験もあるが、文科省の小学校教員資格認定試験に合格し小学校の教員免許も取得している。

第三はスポーツ・健康科学の視点での研究を推進している教員である。特に球技活動による成長・発達について研究を深めている。また学習院全体のボランティア活動プログラムの企画・実践にも寄与し、身体を動かした体験型の学びを重視している。教育学科でも体育だけでなく体験型の授業もサポートする。

第四は環境教育を中心に研究を推進している教員である。私立小学校教諭として理科および生活科での環境教育や自然体験のあり方を実践的に研究し、教育活動に生かしている。教育学科においても体験的な学びを重視し、小学校現場での経験を生かした教育研究を推進する役割を担う。

以上の 4 名により、教育創造科目に関連した教育研究を組織し、協同研究も行う。特に教育学科の教育の柱である「体験型学習」の学びを創出し、実践する原動力となる。また免許関連科目においても理科、体育、特別活動、道徳教育などの科目を担当する。

最後は教科教育系の 4 名である。

第一は東京都小学校社会科教育研究会の会長として社会科教育を専門的に研究している教員である。公立小学校での豊かな経験を生かして本学での教員養成に従事する。管理職経験も長いので、学校経営や地域と学校との連携の視点からの教育研究も推進する。

第二は日本数学教育学会をはじめ、各種の算数関係の研究会で、小学校算数科の研究を

推進している教員である。平成 25 年 4 月に教育学科に着任するまでは学習院初等科長であり、「ア 設置の趣旨」に記した学習院の伝統ある初等科教育の内容を、次代の教員となる学生に伝授する役割も担う。

第三は音楽および小学校音楽科を研究テーマとしている教員である。和太鼓をはじめとした和楽器の研究にも精力的に取り組むなど研究の幅を広げている。教員養成に関しても国立大学で既に豊かな経験を有し実績を上げている。教育学科では小学校音楽科の教育内容およびその指導法を中心に教育研究を行う。

第四は国語科の実践的な教育内容・方法について研究している教員である。特に古典の指導法等についての研究で成果を上げている。着任までは学習院中等科教諭であるが、既に現在本学教職課程で「国語科教育法」を兼任講師として担当している。着任後は中高の教育の教科指導法についての中核的な役割を担うことになる。

以上の 4 名により、教科教育系の研究を推進する。免許関連科目を中心に、教育基幹科目も担当する。

専任教員（助教を除く）は以上の 12 名、三つの区分にちょうど 4 名ずつでありバランスのとれた構成になっている。助教は、教育学の研究を行っている若手研究者であり、授業担当はないものの、幅広い視点で学生の指導を行う。これらのメンバーは多様な研究分野となっているため、学生が自身の興味・関心に応じて設定する卒業論文のテーマにも十分対応できる体制となっているほか、協同による研究の推進も積極的に実施することができる。

3. 教育学科の開設科目における専任教員の配置計画

上記のとおり 13 名の教育学科専任教員は小学校教員養成担当が 8 名、中高教員養成担当が 4 名、助教 1 名であるが、科目によっては両者が連携して担当する。そのことで、これまで実践してきた中高の教員養成と、新規に開始する小学校教員養成の有機的な関連性を創り出す。

以下に、3 つの科目区分ごとの主要な科目における専任教員の配置計画を記す。以下、断りがない限り半期 2 単位科目である。

第一に教育基幹科目のうち、基礎的な内容の「基礎演習」（1 年次必修）は、小学校教員養成担当の 8 名の教員が全学生と接するように学生を班別に組織し、教員がローテーションを組んで指導にあたる。教育学や教育実践に関する基礎的な内容を扱いつつ、大学における学習研究方法などについても指導し、入学直後のオリエンテーション的要素も持たせる。「教育創造演習」「卒業論文」（いずれも必修科目）については、教育学科所属の全教員による指導体制とする。3 年次必修の「教育創造演習」（通年 4 単位）も同様に班別、教員のローテーションで全教員が全学生を指導する。前期は 1～2 年次の各講義・演習による授業内容を統合し深化させる内容とし、後期は 4 年次に学生全員が作成する卒業論文に向けて各自が興味・関心のあるテーマを選定できるよう、各担当教員の研究内容を中心として課題別・個別的な内容も扱う。4 年次必修の「卒業論文」（通年 12 単位）は、全員必修で 12 月 20 日前後の提出期限の論文を作成させる。4 月に論文テーマを策定させ、5 月には担当教員を決定する。学生は担当教員の指導のもとで論文を作成する。全教員が分担して、学生の提示した論文テーマに即して指導にあたる。このように、要となる科目（特に演習系）は専任教員

全員で担当するというきめ細かい指導体制を整備・計画している。

第二に教育創造科目のうち要となる「自然体験実習」「社会体験実習」（いずれも必修科目、通年集中型）については各2名の専任教員が事前指導、実践、事後指導に至る全プロセスの企画・運営・指導にあたる。体験実践の部分については、他の教員も可能な限り参加し、教育学科全体での指導を行うよう計画している。またESD&D（Education for Sustainable Development& Diversity）の教育の要となる「環境教育論」「ボランティア学習論」「国際理解教育論」（いずれも選択必修科目）については、専任教員の4名（一部非常勤講師）が担当する。

第三に免許関連科目は、免許取得希望者にとってはすべて実質的に必修となることから指導体制を整備している。このうち「初等教育実習Ⅰ」（1単位、集中形式）、「同Ⅱ」「同Ⅲ」（各2単位、集中形式）は小学校教員養成担当の8名の専任教員全員が担当する。Ⅰは3年次科目で事前指導を行う。Ⅰを単位取得しないと翌年実習校実習はできない仕組みとする。ⅡとⅢは実習校実習で4年次履修が原則となる。参観指導をはじめ事後指導を8名全員で分担して行うほか、教員免許付与の仕上げに関わることから単位認定も全教員の協議により慎重に行う。講義科目の要となる「教育基礎」「教育制度」「初等教育課程論」は専任教員が担当する。また9教科のうち5教科の教科概説および教科教育法は専任教員が担当する。教科外に関する講義についても「初等特別活動指導法」「初等道徳教育指導法」「初等教育方法・技術」を専任教員が担当する。

これ以外に演習系の科目、体験系の科目、教育実習等の科目については助教も指導に補助的に指導に加わることとする。

以上のように、教育学科では非常勤講師が担う科目もあるが、要となる科目のほとんどは専任教員が担当することで、研究教育の指導体制を確立する。なお、非常勤講師の選定にあたっては、文学部他学科との連携を重視し、専門的な立場から選定を行った。例えば「初等英語活動概説」「初等英語活動指導法」は英語英米文化学科に、「学校カウンセリング論」「教育相談」「教育心理学」は心理学科に、「日本語教育論Ⅰ」「同Ⅱ」は日本語日本文学科に、「学校アーカイブズ論」は人文科学研究科アーカイブズ専攻に、各々講師の選定を依頼し教育学科準備委員会との連携のもとで決定した。特に「児童発達心理学」については非常勤講師ではなく心理学科専任教員が兼担で担当することとなった。

4. 教員の年齢構成とS/T比

教育学科の開設年度（平成25年4月1日）の専任教員(13名)の年齢構成は、20～29歳1名、40～49歳2名、50～59歳4名、60～69歳6名である。教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成となっている。教育学科開設にあたり新規採用教員を加えるに際しては、まずは経験のある人材を採用し、高度な研究水準を確立し、安定的な基盤を維持することに重点を置いたため、上の世代層がやや厚くなっている。特に教育実践経験者として校長経験者（2名）を意図的に採用し、学校経営の視点での教育研究、学生の教育実習の円滑な運営（実習校との連携含む）、教員採用試験の対策などで手腕を発揮してもらうこととした。研究内容だけでなく人格も含めて教職を目指す学生のモデルとなる人材の確保は教育的配慮でもある。採用時の年齢が60歳前後の教員の存在は、このような積極的意味もあることを付記する。なお完成年度の数年後には定年を迎える教員が複

数出るため、この時点で年齢構成バランスをも配慮した補充人事（若い教員の採用）を積極的に行う。開設 2 年目の平成 26 年 4 月には、前月に停年退職する教員に代わって 35 歳の教員が着任する。常に若い教員の育成にも目配りした人事構成を推進することになる。

次に、専任教員一名あたりの学生数（S/T 比）について、本学文学部では「入学定員 10 名で専任教員 1 名」（S/T 比 10.0）という数字が経営を極端に圧迫しない目安であるとされている。しかし文部科学省の教職課程認定基準では、学生 50 名に対して小学校教員養成は専任教員 8 名を基準としているから S/T 比は 6.25 であり、文学部の目安 S/T 比 10.0 を大きく下回っている。小学校教員養成を行う教育学科を新設した他大学でも同様であるが、それら 5 大学への視察では「学科単体では赤字であるが、学部あるいは大学全体で収支は考えている」との回答を得た。本学および法人でも文学部全体で考えるという見方に基づき承認が得られた。経営状態のみで考えるのではなく、教員養成による社会貢献とその責務を考慮して判断する必要がある。

カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1. 教育方法および履修指導の基本的な考え方

(1) 少人数指導による教育

本学は 4 学部 15 学科の中規模大学として、学生に対してきめ細かい指導を行っている大学である。特に文学部は少人数指導を徹底し、きめ細かい指導を行っていることで定評があり、新設する教育学科も同様に少人数指導を行う。少人数指導を徹底する理由は、学生が受動的ではなく能動的・主体的に授業を受けられる環境にするためや、討論、発表、グループワークなど参加型の授業を効率的なものにするためなどである。

具体的には、特に卒業論文や演習科目、実習科目、外国語科目や情報科目、免許関連科目の中では教科教育法等では、少人数の方が適している。教育学科は入学定員 50 名であるから 1 学年 50 名、全体 200 名で、以下に述べるように履修の年次配当を指定しているため、ほとんどの科目は履修人数が多くとも 50 名である。科目によっては 15～20 名程度となる科目もある。なお、基礎教養科目で他学科・他学部の学生と一緒に受講する科目については、受講者 100 名を超える講義もあり、いわゆる「マス」タイプの講義も経験することができる。

(2) 学生の主体的な学びを引き出す

演習科目については、学生 15～20 名程度の班別学習を行い、全員の学生が発表する機会を設ける。このことにより、主体的に学び、参加する態度を育成する。4 年次の「卒業論文」は論文テーマごとに担当教員のもとに学生を配属し個別指導を行う。2 年次から履修できる 9 教科の教育法も少人数・参加型であり、どの学年でも演習形式で主体的に参加する科目が用意されている。

ここには、少人数指導のコンセプトとあわせ、学生と教員が「顔の見える関係」を構築し、個々の学生が小学校教員になる夢を実現するために、最大限の支援を行う意図がある。主体的な学びで重要なことは、教員を目指す学生が「感性豊かで創造的な学び手」になることで、その過程で得たさまざまな知見を小学校教員になった際に生かすことである。「よき学び手」の経験が、「よき学び手」を育てる肥やしになるという考え方である。

(3) 体験型学習の重視

学科開設の趣旨でもふれたが、教育学科では自然体験、社会体験などの体験型の学びを重視している。開設後に入学してくる学生のほとんどは平成以降（1989 年以降）の生まれである。既に高度成長は終焉を迎え、バブル景気から同崩壊を経ている社会である。冷戦構造が崩れ、新たなグローバル化のなかで多様な価値観の同居によるひずみを克服しなければならない時代である。地球規模で考えて行動しなければならない環境問題もある。社会の現実をしっかりと見つめ、その中で自己を生かすすべを感得する必要がある。

人間の原点ともいべき自然と人間との共存、自然のなかで生きる力、それらを自然の中で体験を通して感じとり、獲得する、そのような体験は小学校教員になる学生には必須であると考えた。さらに IT 社会が進化する 2050 年以降は原点回帰の時代、すなわち児童とともに木登りをして遊びまわる教員が求められると考える。

実社会の中で生きる力を養うことも重要である。単に知識として政治や経済、福祉や国際

社会を知るだけではもはや不十分である。実際にその場に身を置き、他者と関わりながら社会のあり方を見つめ直す体験の機会が必要である。自然体験と社会体験を必修科目にしている要因はここにある。

また、小学校の教育現場における教育実習も体験型学習といえる。教科教育法で行われる模擬授業も体験型学習である。「初等特別活動指導法」では、模擬引率行事の体験も行う。

教育学科では、このように多様な体験の機会を用意する。さらにそれらの多様な体験をふまえ、教員になったときの視点にまで引き上げ、教員としての最低限の知識と技能を学ぶよう配慮する。

(4) 多様な教育方法

講義、演習、実習といった科目区分に限らず、各科目においては多様な方法で教育を行う。このことは、小学校教員を養成する上で大きな意味をもつ。口頭伝達、身体表現、板書技法、説論、児童による発表・討論など多様な教育方法を駆使するのが小学校教員だからである。教員養成段階で重要なことの一つとして、教育内容そのものだけでなく多様な教育方法をモデルとして見せることがある。そのために教育学科では、学生が少人数かつ主体的に取り組む環境を用意し、教員が教育内容に応じた多様な教育方法で授業を展開する。

(5) きめ細かい履修指導

教育学科は入学定員 50 名に対して、主に教育学科の学生を指導する専任教員が助教を含め 9 名（中等教職課程の教員も含めると 13 名）おり、個々の学生へ十分に目が届く範囲で履修指導を行う。特に 1 年次学生には、年度当初に学生を班別に構成し、各班の担当教員を決めておき、学生が気軽に相談できる体制を整備する。

専任教員だけでなく副手（教育学科事務室に常勤し教員の研究活動の補助や学生指導の補助等を行う職）2 名が常時学生指導にあたる。文学部他学科も同様の体制である。特に履修指導については、年度当初のガイダンス開催、履修相談期間の設定などを行い、専任教員（特に教務担当教員）と連携・協働しながら、注意深く学生支援を行う。さらに免許取得や外部機関との対応に関しては、別棟にある教職課程事務室が学生に対する情報提供等を行う。ここには事務職員が常勤し、免許取得や教育実習校との連絡などについて学生支援を行う。

本学では、WEB を活用した学生支援システム（G-PORT）が稼働しており、履修に関する情報はオンラインで情報提供し便宜を図っている。履修登録も WEB で可能なほか、休講情報の伝達、授業担当教員から受講学生への一斉連絡配信、レポート提出など、双方向のシステムとなっている。これらの情報は学生センター教務課で一括管理・把握しており、万全の体制で学生の履修指導を支えている。このシステムを最大限に利用しつつ、WEB の欠点を補う方策（Face-to-face のコミュニケーションによる指導）をも併用して効果を上げている。

このように既に本学では教職員が一体となって、学生に対してきめ細かい履修指導を行っているのが特徴であり、教育学科開設後も同様である。

2. 教育学科の教育方法（授業の方法、対象人数、配当年次等）

教育学科は、入学定員 50 名であり、一部複数の学年の学生が履修する科目（特に 2 年次、

3 年次対象の科目)はあるが、基本的には単学年相当の人数での科目設定のため、受講人数は多い場合でも入学定員である 50 名、同一内容の科目を 2 コマ開設している科目については 25~30 名程度の受講人数であり、少人数指導が徹底されている。授業の方法は、講義中心のもの、討論・発表などの演習科目、実習系科目など、科目により異なる。

(1) 教育基幹科目 (資料 1 のカリキュラム表の 1 段目)

1 年次は、「初等教育学」「基礎演習」(以上 2 科目は必修)、「世界の教育」「教育の歴史と現代」(以上 2 科目はいずれかを選択)の 4 科目を開設している。いずれも基本的な内容である。「基礎演習」は 1 年次前期科目で、教育学および教育実践論についての基礎的な内容を扱いつつ、大学における学習研究方法を学ぶための科目で、演習形式である。学生を 3 つの班に分け、担当する 8 名の教員が交代で各班を指導する形式である。したがって、各班 17 名程度の少人数で指導が行われる。「初等教育学」は 1 年次後期科目で教育学の基礎的な内容の講義である。必修科目であるため 50 名程度の受講人数である(以下、本項 2. において特に断り書きのない科目は 50 名程度の受講人数とする)。「世界の教育」「教育の歴史と現代」はともに講義科目で、受講人数は 20~30 名程度である。

2 年次は「子ども文化論」「学級経営論」「児童発達心理学」で、この 3 科目は選択必修科目として 2 単位必修(すなわち 1 科目)となっている。ただし教育創造科目の「子どもと発達」を含めた 4 科目からの選択である。そのため、単純計算で 4 分割となり、受講人数は 10~15 名程度と想定される。いずれも講義中心の形式である。

3 年次は 2 つの必修科目と 4 つの選択必修科目である。必修の「教育創造演習」(4 単位)は演習形式で、1 年次の「基礎演習」と同様 3 つの班に分かれての演習形式である(各班 17 名程度)。前期は 1・2 年次に学習した内容の発展的な内容、後期は 4 年次で作成する卒業論文を見据えた内容となっている。「特別支援教育論」も必修で講義形式である。「教育経営組織論」「教育情報管理論」「学校アーカイブズ論」「学校カウンセリング論」の選択必修科目は、これらと教育創造科目等の 5 科目と合わせて計 9 科目からの 2 科目 4 単位選択となっている。したがって受講人数はいずれも 10~15 名程度の少人数である。講義形式を中心とするが、カウンセリングのロールプレイなど体験型を取り入れる科目もある。なお、「教育創造演習」以外は 4 年次での履修も可能である。

4 年次は必修の「卒業論文」(12 単位)で、個別指導形式である。学生は各自の興味・関心に合わせてテーマを設定し、担当教員の個別指導を受けながら 1 年間かけて論文を作成する。

(2) 教育創造科目 (資料 1 のカリキュラム表の 2 段目)

1 年次は 8 科目開設している。必修「日本語教育論 I」は日本語教育の基礎的な内容を扱う。講義形式であるが、一部実践的・体験的な方法も取り入れる。必修科目のため 50 名程度の受講人数である。なお、「新しい実践の創造」の科目群、すなわち ESD&D (Education for Sustainable Development& Diversity) に関わる科目群は、同一の科目名称で I と II が開講している。I が基本的な内容、II が発展的な内容であり、いずれも I を 1 年次後期、II を 2 年次前期に開講している。したがって各 II の受講は各 I を履修した学生のみという条件となっている。「ボランティア学習論 I」「国際理解教育論 I」は講義形式中心であるが、講義内容をふまえた討論や発表などを取り入れる場合もある。「環境教育論 I」は演習形式

である。これらは、日本語教育論を含めた各Ⅱ（2年次開講）の科目と計7科目から3科目6単位（ただしⅡを2単位含む）の選択必修のため、1年次に2科目4単位を履修する学生が多いと想定される。そのため受講人数は35名程度となる見込みである。次に「表現と創造」に関わる科目群は3科目あり、「発信技法Ⅰ（言語表現）」「発信技法Ⅱ（身体表現）」「発信技法Ⅲ（情報）」のうち1科目2単位選択必修である。そのため20名程度の受講人数である。いずれも学生による実技やその相互評価を交えた演習形式である。体験的な学びを通して、教員としての発信技法の力量形成を図ることを目的としている。「自然体験実習」は必修科目で50名程度の受講想定である。通年集中型の授業で、3つの班（17名程度）に分かれて学内の森林および山梨県内の指定場所にて体験型の実習を行う。

2年次は5科目開講している。「日本語教育論Ⅱ」「環境教育論Ⅱ」「ボランティア学習論Ⅱ」「国際理解教育論Ⅱ」は受講人数15名程度の少人数となる想定である。各Ⅰの内容をふまえた発展的な内容のため演習形式で、討論や発表、模擬授業など多様な学習方法により展開する（「環境教育論」はⅠを演習形式、Ⅱを講義形式としている。体験型の学びを先行させるからである）。「子どもと発達」は演習科目で、幼稚園または保育所での見学・参観を交えて、小学校入学以前の子どもの観察を通して子どもの成長・発達について学ぶ科目である。受講は10～15名を想定している。幼・小の接続についても考察する。

3・4年次は必修の「社会体験実習」と選択必修の5科目、計6科目を開講している。「社会体験実習」はボランティア学習の趣旨で行う体験型の実習である。受講人数は50名で、通年集中型である。自己開拓による体験先の選定自体も学びとして構成する。「市民性教育論」「参画型学習論」「学校地域家庭連携論」「生涯学習論」は講義形式、「レクリエーション演習」は演習形式で、受講人数が10～15名の少人数を想定している。内容的には、1～2年次の基礎的な内容をふまえた発展的なものであるため、講義形式の科目でも学生による発表・討論などを交えた授業方法となることが想定されている。

なお、実習型の科目については1年次に「自然体験実習」、2年次に「子どもと発達」、3年次に「社会体験実習」と系統性を持たせてある。免許を取得する場合には、4年次に「初等教育実習」があり、3～4年次には科目ではないものの法律に基づく「介護等体験」があるため、学生は毎年何らかの実習を行うことになる。教育学科では、体験を通じた学びを重視している証である。

（3）免許関連科目（資料1のカリキュラム表の3段目）

1年次は、学科必修科目としている5科目を配置し開講している。これは、まずは小学校教員を目指して入学してきた学生に対して、教員免許に関わる基礎的・基本的な科目を履修してもらい、免許取得のための学力形成の基盤を確立するとともに、学生が適性を見極めるための材料を提示するねらいがある。「教職概論」「教育基礎」「教育心理学」「教育制度」「初等教育課程論」の5科目で、いずれも講義形式中心である。後期科目である「教職概論」では、2年次からの本格的な免許関連科目履修を視野に入れて、学生によるグループワークなどを一部盛り込み、演習形式の多い2年次への橋渡しとする。

2年次は小学校の教科教育に関する科目群の履修が始まる学年である。基本的には2年次の履修であるが時間割等の理由で修得できない科目は3年次での履修も可能である。これらの科目群は小学校9教科（国語、社会、算数、理科、生活科、音楽、図画工作、家庭、体育）

と英語活動の計 10 の教育内容に関わる「概説」と「教育法（指導法）」で各 2 単位、すべて同一内容を 2 コマ開設する。したがって受講人数は 25 名程度で、徹底した少人数指導を行う。前期に各「概説」、後期に各「教育法（指導法）」を開講し、内容的な連続性を持たせている。前期の各「概説」は小学校各教科の指導内容およびその学問的背景を講義形式中心で行う。後期の各「教育法（指導法）」は学習指導案の作成、学生による模擬授業とその相互評価など演習形式中心で行う。これらの科目は 4 年次で行う教育実習に向けた実践的指導力の力量形成という点で重要であり、単位認定は厳しく行う。なお、このうち理科と音楽に関する科目については 1 年次から履修可としている。理科は私立文系型入試で入学した学生の学力保障のため早めの履修を促すこと、音楽は習熟まで時間を有するため早い時期からの履修を促すことが各々ねらいである。次に「介護概論」（1 単位）は介護等体験を行うための事前指導科目で、単位修得者のみが翌年度以降に介護等体験を行うことができる仕組みにしている。受講人数は 50 名（2 コマ開講し 25 名ずつ）である。講義形式である。

3 年次には、1～2 年次に学んだ内容をふまえ、小学校教育の教科教育以外に関わる科目群（一部は教科教育と関連あり）と 4 年次に行う初等教育実習の事前指導科目を配置した。「初等道徳教育指導法」「初等特別活動指導法」「初等教育方法・技術」（以上は演習科目）「初等生徒指導」「教育相談」（以上は講義中心科目）の教職に関する 5 科目と、教科に関する科目の「書道」（演習科目）である。いずれも受講人数は 50 名程度である。ただし「書道」は実技を伴うため同一内容を 2 コマ開講し受講人数を各コマ 25 名程度とする。なお、授業科目の名称を「書写」ではなく「書道」とした理由は、我が国の伝統的な言語文化である書道に対する実践的理論的理解を深めることは、「書写」指導力量の養成を図るほかに、とりわけ「伝統的な言語文化と国語の特質」に対する関心を深めさせることに有意義であるためである。演習科目については、学生による模擬授業（模擬指導）など体験的な学びを導入し、教員としての養成段階の力量形成を企図する。さらに「初等教育実習Ⅰ」は、4 年次に実習校で行う教育実習の事前指導である。集中形式で行い、8 名の専任教員が担当する。実技・討論・発表など実践的な教育方法である。なお、このⅠの単位を修得しないと 4 年次には「初等教育実習Ⅱ」「同Ⅲ」を履修できない仕組みにしている。力量不足の学生は翌年度実習校に送り出さないという趣旨であり、単位認定は全専任教員の合議で厳格に行う。

4 年次は、3 年次までの免許関連科目の総まとめとしての「初等教育実習Ⅱ」「同Ⅲ」を実習校での実習として行う。Ⅱは参観中心、Ⅲは実践中心であり、ⅡとⅢを連続して行う実習校も多いことが想定される（実習校によってはⅡを 3 年次に、Ⅲを 4 年次に行う小学校もある）。4 年次後期には「教職実践演習（小）」を配置し、教育実習をも含めた最終のまとめを行う。方法は、教育実習の振り返りと課題抽出、模擬授業、討論、グループワークなど多様な形式である。2 コマ開設するため、受講人数は 25 名程度である。

（4）教育実習の履修要件

教育学科では教育実習を行うための要件を以下のように設定している。これは大学から実習校に学生を送り出すにあたって、それに見合った知識・技能・態度が身についているかどうかを判断し、実習校での実習を円滑に実施するためである。

①3 年次「初等教育実習Ⅰ」を履修する要件

2 年次修了時点で以下の単位を修得していること

「教育基礎」「教職概論」「初等教育課程論」
「教科概説」9教科のうち3教科以上
「教科教育法」9教科のうち3教科以上

②4年次「初等教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅲ」を履修する要件

- ・卒業後教員としての就職を強く希望している者
 - ・3年次修了時点で以下の単位を修得していること
- 「教育基礎」「教職概論」「初等教育課程論」「教育心理学」「初等教育実習Ⅰ」
「教科概説」9教科のうち6教科以上
「教科教育法」9教科のうち6教科以上

3. 卒業要件および履修指導の方法

履修規定に表記する単位取得の一覧は次のようになる。

1. 必修科目	教育学科専門科目	38単位	
	外国語科目	8単位	
	スポーツ・健康科学科目	2単位	48単位
2. 選択必修科目	教育学科専門科目	36単位	
	外国語科目	4単位	40単位
3. 選択科目	教育学科専門科目	14単位	
	総合基礎科目（基礎教養科目・情報科目）	8単位	22単位
4. 自由科目	上記の1、2、3のうち卒業に必要な単位数を 超えて修得した科目		
	文学部他学科専門科目		
	文学部各学科共通科目		
	法・経・理各学部専門科目		
	5 大学間交流提供科目		20単位以上
		総 計	130単位以上

卒業するために必要な130単位基準については、大学設置基準第32条に示された124単位を超えているが、これは文学部他学科と比較して大きな差異が生じないように配慮して策定したためである（※哲学科130単位、史学科134単位、日本語日本文学科130単位、英語英米文化学科126単位、ドイツ語圏文化学科126単位、フランス語圏文化学科130単位、心理学科130単位）。また、小学校教員免許取得のために必要な科目だけで70単位設定しているため（9教科すべての「教科概説」を修得させる点などの特徴があるため）、全体の総単位数が多くなっていることも要因である。

130単位の内訳は、表のとおり必修科目48単位、選択必修科目40単位、選択科目22単位、自由科目20単位である。必修科目48単位の内訳は、教育学科専門科目38単位、外国語科目8単位、スポーツ・健康科学科目2単位である。選択必修科目40単位の内訳は、教育学科専門科目36単位、外国語科目4単位である。また選択科目22単位の内訳は、教育学科専門科目14単位、総合基礎科目（基礎教養科目・情報科目）8単位である。

総必要単位のうち教育学科専門科目は88単位で、その内訳は必修科目38単位、選択必修科目36単位、選択科目14単位である。小学校教員免許を取得しない学生に対応す

るため、免許関連科目の一部は選択科目の位置づけとしている。そのため文学部他学科に比べて選択科目の単位数が多いこと、逆に必修科目の単位数が少ないことが特徴である。

教員免許を取得する学生は免許関連科目だけで 70 単位の履修が必要となり、これは卒業するのに必要な 130 単位の半分以上を超えている。教育学科が小学校教員養成を主たる目的としていることから当然といえる。70 単位の内訳は、卒業に必要な必修科目に位置づけられた 38 単位のうち 10 単位、選択必修科目に位置づけられた 36 単位のうち 20 単位、それ以外に免許関連科目から 40 単位である。この 40 単位は、まず卒業に必要な教育学科専門科目のうち選択科目 14 単位として算入し、次いで自由科目の単位として算入する。したがって自由科目の修得は 26 単位となる。すなわち小学校教員免許を取得する学生の総取得単位数は 136 単位となり、6 単位分は卒業に必要な単位を超えることになる。免許関連科目を充実させ 70 単位必要としているが、その他の科目も重視した結果である。なお免許取得のための単位が充足せず卒業した場合、科目等履修生として残りの単位を修得する余地はある（若干名を想定）。

また、教員免許取得をしない学生（進路希望の変更による）の場合は、免許関連科目のうち必修科目の 10 単位、選択必修科目の 20 単位を取得すれば、残りの単位を、教育基幹科目と教育創造科目の必修科目 28 単位、選択必修科目 16 単位以外に開設された科目群（25 科目 50 単位分を開設）の中から 14 単位以上を教育学科専門科目の選択科目として修得すれば、卒業に必要な単位を充足することになる（資料 1 のカリキュラム表を参照）。

4. 履修モデル

教育学科は、小学校教員養成を主たる目的とした学科である。したがって履修モデルとしては小学校教員免許を取得する学生を想定したもののみでよいことになる。しかし入学後に進路変更する学生も出ることが予想されるため、免許取得を卒業要件にしていない。そこで、養成する人材像としては、あくまでも小学校教員であるが、二次的に教員免許を取得しない学生も想定し履修モデルを作成することにする。

小学校教員の場合は、免許関連科目の 70 単位は全員必須となるため、選択必修科目（50 単位の中から 16 単位選択）で違いが出る。16 単位の選び方の違いであるから大きな相違はない。【履修モデル A】（小学校教員モデル）を策定した（資料 2 参照）。

非教員の場合には、免許関連科目 70 単位のうち卒業要件にあたる 30 単位の修得であるから、それ以外の科目選択は比較的自由度が高く、選択必修を含む選択科目の履修パターンは多様である。具体的には教育基幹科目と教育創造科目のうち必修を除く 25 科目 50 単位から 15 科目 30 単位修得することになる。そこで教育基幹科目の履修科目が多い学生を想定して【履修モデル B】（教員免許を取得しないモデル）を策定した（資料 3 参照）。

(1) 【履修モデル A】 小学校教員モデル

養成する人材の想定としては、本学科の主目的でもある小学校教員として活躍したい学生である。このモデルに従う学生は、必修科目はすべて履修した上で、さらに小学校教員免許を取得する必要があるため、「免許関連科目」群の科目をすべて履修することになる。その

上で、教育基幹科目と教育創造科目のうち、カリキュラムで指定された5つの枠組みの中から所定の単位数以上を履修する。モデルでは、例として太い枠組みの科目を履修することとして示した。

(2) 【履修モデルB】教員免許を取得しないモデル

養成する人材の想定としては、入学後に何らかの理由で小学校教員免許の取得を断念し、小学校教員以外の進路を進む学生で、具体的には大学院進学、教育産業への就職、公務員などを目指している学生である。これらの学生は免許関連科目をすべて履修せず、代わりに教育基幹科目または教育創造科目を多く履修することになる。モデルでは、教育基幹科目を多く履修する学生の選択する科目を例示的に太い枠で囲んだ。

5. 履修科目の年間登録上限

教育学科では学生生活に無理のないように教育課程を編成し、時間割にも配慮しているが、履修計画を策定するのは最終的には学生個人である。そこで、卒業までを見越して無理のない履修を遂行させるため、履修登録科目の年間の上限を大学設置基準第27条の2に基づき設定する。

教育学科学生の履修科目の年間登録上限を各年次48単位とする。ただし、4年次学生で48単位以下では卒業に必要な単位が充足できない等の場合には48単位を超えて許可することがある。

なお、教育学科の開講科目はほとんどが半期2単位科目のため、年間の上限を設けても、どちらかの半期に履修科目を集中させる学生がいる可能性もなくはない。そこで半期ごとの上限も設定したほうが良いという考え方もある。しかし、この点については、以下の理由から採用しないことにする。第一に、時間割表による各年次の履修科目を前期と後期でバランスよく配置しているため、極端に多くは履修できないような仕組みになっている。第二に、ある年度の後期から海外に留学し、翌年度の前期末に帰国し後期から復学するという学生の場合、2年間にわたって半期集中型で履修したほうが都合良いという場合もある。留学して見聞を広げた学生が極端に不利益にならないよう配慮することも重要だと考えた。このような理由から、半期ごとの履修上限は設けないことにする。それ以外の理由の場合、教育学科では履修状況を含め少人数対応できめ細かい指導をするため、極端に履修に偏りのある学生は、履修登録時に教員が把握し、事前に改善指導することができる。

6. 専任教員が担当する主要科目

授業内容・方法、年間の授業計画が分かる資料として専任教員が担当するシラバスを添付する（別記様式第2号 その3の1の後）。

7. 他大学で修得した単位の認定について

本学の文学部他学科では、学生が他大学で修得した単位を本学で卒業するための必要な単位として認定している。教育学科でも同様の措置を採用する。

(1) 教育学科入学前に他大学で修得した単位の認定について

教育学科学生が入学前に他大学で修得した単位がある場合、教育学科の学科会議の承認を経て、本学を卒業するために必要な単位として認定する場合がある。その場合認定する単位

数の上限は 30 単位とする。

(2) 教育学科入学後に単位認定が可能となる場合について

文学部では、入学後他大学等で履修した科目の単位認定について、ドイツ語圏文化学科のドイツ語技能検定資格の取得による認定以外は特に定められていないが、以下については単位認定が可能となる。

5 大学間の協定により認定している科目については、各学科とも自由科目において卒業するために必要な科目として単位認定している。教育学科でも同様とする。また、海外留学において、留学した大学で修得した単位についても、総合基礎科目および教育学科専門科目として、他学科と同様に 30 単位を限度として認定することができる。(上記の「5 大学」とは立教大学、日本女子大学、早稲田大学、学習院女子大学と本学である。)

キ 施設、設備等の整備計画

(A) 校地、運動場の整備計画

1. 教育環境整備の基本的な考え方（校地の整備計画）

本学はJR山手線目白駅の改札から徒歩30秒で敷地に入ることができるという利便性のあるキャンパスを有している。この目白キャンパスは「都心でしかも山手線の内側でありながら」と称される広大な緑の中にあり、自然環境に恵まれている（205,038㎡）。同じキャンパス内には、本学同様学校法人学習院が運営する幼稚園、中等科、高等科があり、歴史ある一貫教育を行う総合学園となっている。教育学科の学生は、このような環境の中で学ぶことになる。

現行の目白キャンパスのうち既に大学で利用している部分にある施設は、中央教育研究棟（12,862㎡、教室、学生センター、会議室等）、北1号館（5,223㎡、教室、スポーツ健康科学センター事務室等）、北2号館（9,151㎡、文学部研究棟）、西1号館（3,990㎡、教室棟）、西2号館（8,814㎡、教室、書店、模擬法廷教室等）、西5号館（10,191㎡、教室、法人本部等）、東1号館（4,633㎡、研究室棟）、東2号館（15,917㎡、小教室、研究室等）、南1号館（2,583㎡、教室等）、南2号館（2,930㎡、教室等）、南3号館（2,807㎡、教室等）、南4号館（2,904㎡、研究室等）、南5号館（1,408㎡、計算機センター）、南7号館（11,421㎡、自然科学研究棟）、東別館（803㎡）、大学図書館（2,967㎡）、大学史料館（397㎡）、大学体育館（2,110㎡）、北グランド（10,960㎡）、野球場（10,724㎡）、テニスコート8面（4,674㎡）、屋外プール（640㎡）、馬場（3,042㎡）、アーチェリー場（1,164㎡）、卓球場（360㎡）などである。なかには築100年近い歴史的建造物も存在している。

教育学科開設にあたっては、小学校教員養成という趣旨に鑑み、それに適した環境を整備することに注力した。基本的な考え方は以下のとおりである。

第一に、既に述べた小学校教員になるための科目群を実施するために必要な施設・設備を整備することである。これらには、例えば教科教育法を実施するための模擬授業が可能な教室、理科実験を模擬的に実施できる教室などを含んでいる。第二に、文学部他学科と同様、学生が普段よく使用するスペースの近くに学科事務室、学科閲覧室、学科書庫など、履修にあたって不可欠な機能をもった施設を配置することである。第三に、第一とも重なるが、体験型の実習をするための場所を確保することである。上記のとおり、教育学科では体験型の学びを重視しており、それらを適切に実施できる場所の確保は必須である。

具体的には、第一と第二については、後述するが北1号館に教育学科占有スペースを確保し配置する。そのため、北1号館1階・2階の改修工事を行う（平成25年11月完成予定）。第三については、キャンパス内の森林は豊かな自然が残されており、木登り等の体験のほか、理科や生活科の関連科目でも動植物の観察等で活用できる。さらにキャンパス南側の遊休地（舎宅跡地）を整備し、教育学科の授業で活用できるよう配慮する計画である。

2. 運動場の整備

本学における運動機能のスペースとしては、キャンパス北西部分に「北グランド」（10,960㎡）がある。体育科目や部活動（本院では輔仁会活動と呼ぶ）で活用しているほか、緊急時の一時避難場所ともなっている。

キャンパス西門の近くにある「大学体育館」（2,110 m²）は、同様に体育科目や部活動で活用している。西 2 号館地下には「トレーニングルーム」（375 m²）を有し、本学学生が利用できるようになっている。

以上のように、本学では心身ともに健康な学生生活のために十分な配慮がなされており、教育学科の学生もこれらを活用する。具体的には「体育科概説」「初等体育科教育法」（いずれも 2 コマずつ開講）で活用する。この 2 科目は実践・体験型かつ多様な内容・方法で実施するため、場所は固定ではなく半期 15 回のうち数回をグラウンド、数回を体育館、残りの数回は教室またはキャンパス内の森林やマラソンコース等で行うといった方法である。

3. 学生食堂などの学生共用スペース

本学学生が休息その他に利用できるスペースは既に数多く設置されている。キャンパス西側部分の輔仁会館には学生食堂（774 m²、収容 576 名）が 1 階と 2 階（さくらラウンジ）に、コンビニエンスストア「セブンイレブン」（109 m²）が同じく 2 階にある。ファーストフード店「サブウェイ」（79 m²）が中央教育研究棟 1 階にある。学生ホール（380 m²）は西 5 号館 1 階にあり休息のスペースとなっている。隣接して売店もある。

部室棟としての機能をもった黎明会館（4,092 m²）、富士見会館（3,004 m²）がキャンパス西側に建っている。また、教室棟以外には大学以外にも学習院全体で利用する百周年記念会館（6,372 m²）などもある。なお、いわゆる空地については、本学の広大なキャンパスに対して学生数は 8,000 名台規模と少ないため、余裕のあるスペースとなっている。したがって、教育学科を開設しても、大学設置基準を十分満たす教育環境にある。

（B）校舎等の施設の整備計画

1. 施設整備計画の基本的な考え方

上記（A）でも述べたように、教育学科開設にあたっては、第一に小学校教員になるための科目群を実施するために必要かつ最適な施設・設備の整備を実現する。第二に教育学科の学生が普段よく使用するスペースの近くに学科事務室、学科閲覧室、学科書庫など、履修にあたって不可欠な機能をもった施設を配置することである。このような考え方に基づいて施設の整備を以下のように行う。既存の施設・設備を活用しつつ、北 1 号館を改修し、教育学科の占有スペースを作るという計画である。

言うまでもなく、教育学科の開設にあたって、設備・備品を継続的に整備していくことは、学生の教育環境の充実にとってきわめて重要な意義をもっている。

そのため、設備購入に関しては、基本計画書どおりに、平成 24 年度に 67,261 千円を、25 年度に 3,918 千円を、26 年度に 5,010 千円を確保しているが、27 年度、28 年度においては経常物件費として毎年 20,000 千円程度を計上することで学内合意を得ており、引き続き設備・備品の充実を図っていく。

2. 具体的な施設

（1）講義教室・演習教室

通常の講義形式、演習形式の授業科目については、大学構内で実施しない「初等教育実習

Ⅱ」「同Ⅲ」や、模擬授業などで特別教室を使用する教科教育法などを除けば完成年度には44コマ開講される。これらのほぼすべてが半期科目であるため、実質的な時間割の配当は22コマ分となる。これらは5時限まで授業を行う月～金の5日間と2時限まで行う土曜日の計27コマ分で充足できることから、教育学科開設による既存の講義教室または演習教室の需要増は各時間平均で1教室未満となり、本学の既存の教室で十分対応できる。

教育学科専門科目は、履修対象学年が定まっているため、おおむね一つの科目あたりの受講人数は一学年分、すなわち50名である（後述する教科教育関係の科目は同一2クラス開設のため半分の25名を想定）。複数の学年が混在する可能性がある科目でも70名程度になる見込みであり、100名を超えるようなマスの授業はない。

（2）特別教室

通常ではない講義形式（例えば討論などの形式、班活動・発表などを併用する形式）や、教科教育法などの科目では、上記・既存の教室群では対応できない。そこで、キャンパス中央にある北1号館の一部（1階、2階）を教育学科占有スペースとして改造し、特別教室等を設置する。なお、これらの特別教室の整備計画に際しては、近年小学校教員養成課程を有する教育学系学科を開設した他の5大学を視察し、その結果を分析した上で策定した。なお、完成年度における時間割表を参考に添付した（資料4）。特別教室の利用については、同一曜日・時間に科目が重複しないように配慮している。

① 音楽室（86.5㎡）

音楽室は「音楽科概説」「初等音楽科教育法」での利用が中心となり、その他の科目、例えば「発信技法（身体表現）」「レクリエーション演習」等での利用も考えられる。音楽関係の科目は同一の内容を2コマ開講するため、25名程度を想定した少人数での授業となる。設備としてはグランドピアノ（2台）、AV器機、いす等を設置するほか、音楽関係の授業科目に必要な教材・教具（各種楽器、譜面台等）を整備する。

② ピアノ個人練習室（8室）（93.4㎡）

教育学科学生がいつでもピアノの個人練習ができるように、防音設備を施した個人練習室を用意し、各室にピアノを設置する。

③ 多目的教室A（87.5㎡）

主に「図画工作科概説」「初等図画工作科教育法」での利用が中心となる。これらの科目は同一の内容を2コマ開講するため、25名程度を想定した少人数での授業となる。設備としては作品製作等の作業がしやすいように大机、いす、作品棚を設置するほか、図画工作科関係の授業に必要な教材・教具（固形描画材、糸のこ等）を整備する。

④ 多目的教室B（175.1㎡）

「理科概説」「初等理科教育法」、「家庭科概説」「初等家庭科教育法」での利用が中心となる。これらの科目は同一の内容を2コマ開講するため、25名程度を想定した少人数での授業となる。設備としては実験等の作業がしやすいように大机、いすを設置するほか、理科および家庭科関係の授業に必要な教材・教具（理科実験用のビーカー、フラスコ等、家庭科実習用の調理器具等）を整備する。ガス、電気および水回りの設備も充実させ便宜を図る。なお多目的教室とすることで、複数の教科教育で利用することができ、稼働率を上げる。他大学への視察で実際に見てきたものを参考にしている。

⑤ 模擬授業用教室 (52.2㎡)

主に「国語科概説」「初等国語科教育法」「社会科概説」「初等社会科教育法」「算数概説」「初等算数科教育法」「生活科概説」「初等生活科教育法」「初等英語活動概説」「初等英語活動指導法」での利用が中心となる。これらの科目は同一の内容を2コマ開講するため、25名程度を想定した少人数での授業となる。模擬授業に適した教室とするため、小学校の教室に似せて設計している。設備としては机、いす(いずれも一名用)のほか集音用マイク、学内統一仕様のAV機器(PC、DVD、スクリーン等)、模擬授業に必要な機器(電子黒板を含む)等を設置する。

なお、現行の中高の教職課程科目でも使用する場合は、ほか、「初等教育方法・技術」など教育学科の他の専門科目でも活用する。

(3) 学生の利便のための施設(北1号館内に新設)

① 教育学科事務室 (77.5㎡)

北1号館の2階、教育学科の学生がよく利用する上記の特別教室に隣接した場所に設置する。教員の教育活動のサポート役の副手(2名)が常に在室し、履修相談に応じるほか、学科図書の貸し出し、教員への連絡取り次ぎなど種々の学生支援を行う。副手用の事務関係機器のほか、学生対応のカウンターなどを設置する。

② 教材作成室 (38.5㎡)

学生が模擬授業の準備をしたり、授業科目で出されたグループ課題を仕上げたりするために活用できる施設である。作業しやすいように大机、椅子を設置するほか、模擬授業の様子を含め撮影した映像の編集作業ができるように機材を設置する。

③ 教育学科閲覧室 (50.4㎡)

学生が図書の閲覧や自習等で活用できる施設である。机、椅子を設置する。利便性を考慮し教育学科書庫に隣接させる。

④ 教育学科書庫 (73.9㎡)

中央図書館とは別に教育学科所有の図書を保管し、学生の教育・研究、教員の研究活動等を配慮した施設である。

⑤ 教育学科学生控室 (48.6㎡)

学生が模擬授業等の準備や打ち合わせ等で活用するほか、休息のために利用できるスペースとして開放する。

⑥ 教育学科第2学生控室 (48.6㎡)

学生がミーティングをする際に使用するスペースとして開放するほか、教員との共同研究等に活用する。

⑦ 助教室 (26.4㎡)

平成25年度に着任する助教(1名)が常駐する施設である。学科事務室に近い場所に配置し、副手との連携や、学生への対応などのサポートと利便性を図る。

⑧ 教員個人研究室(各26.4㎡)

教育学科専任教員のうち、既に勤務している6名の個人研究室は中央教育研究棟にある。残り6名のうち4名の個人研究室を北1号館に設置する。「教科に関する科目」の担当教員は、音楽室、多目的室などの特別教室および当該教室の器具を利用するた

め、その管理体制の確立と利便性を兼ねて近い場所に設置した。また、残り 2 名の教員の個人研究室は中央教育研究棟に確保した。

⑨ 教員共同研究室 (65.4 m²)

専任教員の共同研究、打ち合わせや非常勤講師の休息スペースとして、事務室に隣接して設置する。打ち合わせ用に机、椅子を設置する。

(4) その他 (既存の施設で特に教育学科学生に関わる施設)

① 情報関連の施設

情報科目等で利用する計算機室が南 5 号館 (計算機センター棟) にある。また、授業でコンピュータを活用するための教室が西 1 号館、中央教育研究棟にある。教育学科の学生もこれらの施設を利用できる。

② 外国語教育研究センター閲覧室

中央教育研究棟 6 階にあり、外国語学習のための映像、ビデオ、音声教材などが多数用意されている。外国語の授業以外でも「外国語活動」のための力量形成や自主的学習の場として活用できる。

③ 教職課程事務室

教員免許取得に関わる事務を扱っている。学生が免許の一括申請や教育実習、介護等体験の手続き等を行う施設で、図書の貸し出し手続きも行う。中央教育研究棟 6 階にある。現在中高の教員免許取得のための機能を有しているが、教育学科開設後は小学校の教員免許取得のための事務機能も併せてもたせる。

④ 教職課程閲覧室

教職課程事務室と同じ中央教育研究棟 6 階にある。教職課程に関わる雑誌等を閲覧できるほか、自習にも活用できる。

⑤ 教職課程書庫

教員養成関係の書籍を保管している。中高教員養成用であるが小学校教員養成にも共通して活用できる図書もあるため、教育学科の学生も活用できる。中央教育研究棟 6 階にある。

⑥ 学生支援施設

保健センター (西 2 号館地下)、学生相談室 (中央教育研究棟 2 階)、キャリアセンター (西 5 号館 4 階)、学生センター (中央教育研究棟 1 階)、国際交流センター (中央教育研究棟 2 階) など、学生の多様なニーズに応えるための諸施設が整備されている。教育学科の学生も活用できる。

(C) 図書等の資料及び図書館の整備計画

1. 図書等資料の整備の基本的な考え方

図書は、学生の学習・研究活動にとって欠くことのできないものであり、充実した図書群を整備することは大学の責務であると考えます。

現在本学では、大学図書館のほか各学部単位で図書センターまたは図書所蔵に関する設備を有している。文学部では北 2 号館に学科単位で書庫および閲覧室を有している。

また既存の中学・高校の教員養成においては、教職課程（中央教育研究棟）に書庫・閲覧室があり、大学図書館と併せて既に教育学関係の図書は多数保有している。新設する教育学科は新たに北1号館に教育学科書庫および閲覧室を整備し、学生の利便性を高めることとする。

図書の内容面では、既に大学図書館において教育学一般の図書を保有し、教職課程において教員養成（中学・高校教員養成）の図書を保有している。したがって教育学科ではこれらとの重複をできる限り避けつつ、小学校教員養成に関する図書（雑誌を含む）に特化して新たに図書を整備することとする（基本的な考え方）。

2. 図書の冊数、整備計画と教育学科の教育

（1）現状

大学図書館には46万2487冊の蔵書があり、さらに教職課程の書庫を含めると、上記で述べたように教育学関係、教員養成関係の図書は既に相当数有している。分類番号が370番台（教育系）の図書は、大学図書館および教職課程書庫の合計で15,041冊（和書14,216冊、洋書825冊）である（所蔵内訳：大学図書館8,360冊、教職課程6,681冊）。

（2）整備計画（完成年度に向けて）

教育学科の開設にあたって、図書を継続的に整備していくことは、学生の教育環境の充実にとってきわめて重要な意義をもっている。本学では前述のように大学図書館に46万2487冊の蔵書があり、さらに中学校・高等学校教職課程の独立した書庫に6,681冊の蔵書をそなえており、これらは、教育学科の専門科目のうち教育基幹科目、教育創造科目に関する図書にも該当し、また免許関連科目の中で小学校、中学校、高校で特に内容面で区別のない科目や教科概説に関する図書にも該当している。さらには、教育学科の学生が利用する図書のうち、外国語、スポーツ健康科学、基礎教養、情報等に関するものは既存のもので十分に備わっている。

上記の図書を土台として、教育学科の開設後の新規整備図書は、小学校の教育内容に特化したものを中心とし、初等教育学や初等教科教育法に関する図書、初等道德教育指導法などの科目群に関する図書となる。これらの図書を年次配当の開講科目を参照しつつ完成年度（平成28年度）までに整備し、教育学科棟に新設される書庫に収納していく計画である。

具体的には、平成25年度の学科開設を見越して、まずは平成24年度予算で図書購入費として2,865千円を確保しており、平成25年度からは、経常図書予算として教育学科に毎年10,000千円程度を計上することで学内合意を得ており、それらの予算に基づき計画的に整備を進めていく。

学術雑誌については、定期購読として、既に大学図書館、教職課程で購入しているもののほか、教育学科予算では以下のものを整備する。初等教育資料、中等教育資料、視聴覚教育、みんなのねがい、新しい算数研究、演劇と教育、数学教室、使える授業ベーシック、たのしい授業、月刊学校教育相談、教育国語、理科の教室、障害者問題研究、教育、児童心理、食農教育（のらのら）、月刊社会教育、新英語教育、TESOL Quarterly、Child Development

Package、ELT Journal、Language Learning。

3. 図書館の機能と教育学科の教育研究との適合性

本学の図書は、その情報の多くが電子化されており、デジタルデータベースが構築されている。したがって学生が本学で図書を検索したい場合にはオンラインから可能となっている。

学習院データベース NAVI は、学習院大学図書館、法経図書センター、理学部図書室、学習院女子大学図書館で契約している商用データベース、および無料で公開されている有用なデータベースを検索することができる。文献図書だけでなく、新聞記事、雑誌記事、論文、人物情報、統計情報、電子ジャーナル、電子ブックなどを検索できるのが特徴である。

検索に関しては、本学 女子大学蔵書検索システム GLIM/OPAC システムがある。これは本学および学習院女子大学の蔵書検索システムである。蔵書検索だけでなく、図書館カレンダー、教員指定図書検索、新着照会、質問検索が WEB で行えるシステムである。図書館に寄せられた質問と回答をも検索できる。さらに同一法人内の中等科・高等科図書室、女子部図書室とも連携しており、同じように検索対象とすることが可能となっている。

さらに学習院大学電子図書館システム GLIM ELS では、貴重書類、学術論文、東洋文化研究所東アジア学ナレッジベース、史料館収蔵資料など GLIM/OPAC で検索できないものも検索できるシステムである。学習院には、その歴史から、戦前からの多様な貴重資料を保管しており、それらを検索することで研究・学習活動を支援できる体制をとっている。個人向けサービス My GLIM では、図書館に来館せずにオンライン上で予約・貸出延長など各種サービスを利用できる。電子リソース入手支援システム GLIM/NAVI では、学内で利用できる電子リソース（電子ブック、電子ジャーナル等）へのナビゲーションを行うことができる。

これらのシステムに加えて、後述する他大学のシステムも WEB 検索で横断検索できるようになっている。

図書館は3階建てで閲覧室を完備し、閲覧席数は481、レファレンスルームは2階に1部屋整備している。

これらに加え、教育学科の学生は、教職課程の書庫に所蔵している図書、さらには新たに設置する教育学科書庫の図書を利用することができることから、教育学科の研究・学習活動が円滑に進むためにふさわしい環境が整っている。

4. 他の大学図書館等との協力について

大学図書館が他の大学の図書館と協力して相互補完を行いつつ、多様なニーズに応えることは、大学の社会的責務の観点から重要である。本学の図書館は、他大学図書館との協力関係を積極的に進めている。まず同一法人内の学習院女子大学にある図書館とは相互利用が可能であり、学生に便宜をはかっている。

他の法人に関しては、3種類の提携を行っている。第一は山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムである。本学のほか、青山学院、法政、國學院、東洋、明治学院、明治、立教の各大学が加入しており、相互に便宜をはかっている。第二は通称「f-campus（5大学単位互換制度）」である。本学では学習院女子、日本女子、早稲田、立教の各大学と単位互換制度を行っており、図書館についても相互利用ができるよう配慮している。第三に成蹊、成城、

武蔵の各大学と連携しているもので、四大学間の提携である。この四大学はいずれも一貫性の総合学園であり、交流には長い歴史をもつ。毎年スポーツの定期戦などを開催しているほか、初等・中等教育レベルでの交流もある。図書館に関しても同様であり、提携関係を結んでいる。

新設する教育学科の学生も、このような他大学の図書館の利用も含め、恵まれた図書環境のなかで研究・学習活動を行うことができる。

ク 入学者選抜の概要

1. 教育学科のアドミッションポリシー

本学の学生募集要項では「文学部の行う教育の目標は、人文科学諸分野の研究内容を理解し、研究方法を取得した学生自らが、人文科学研究の創造を行うところにあります。文学部各学科で文化創造の経験をさせることによって、社会の一員として、社会全体の文化を考え、文化を支え、文化を創造する担い手を育てることを目的」としている。

これに基づき、教育学科では以下のアドミッションポリシーを策定した。

「教育学科は、教育および社会に関する幅広い知見と教育に関する専門的な技能を獲得させ、発達の多様な可能性を探求・研究することを目標にしています。次代を担う人々の成長を促進し共生社会を形成・創造するための資質・能力をもった人材を育成することを目指しています。」

これをふまえ、教育学科では入学者選抜において、小学校教員になることを強く希望し意欲的に学ぼうとする人材、グローバル社会でコミュニケーション能力を発揮しながら教育分野で活躍する人材、持続可能な社会を創造するための豊かな市民性を有する人材を選抜する。

2. 一般入試の選抜方法

2月に実施する文学部入試で入学定員50名の半数強となる26名程度を確保する。文学部入試の試験教科は国語（国語総合＋現代文＋古典）、外国語（英語Ⅰ＋英語Ⅱ＋リーディング＋ライティング、ドイツ語、フランス語の3科目のうち1科目選択）、地歴・公民・数学（日本史B、世界史B、地理B、政治・経済、数学Ⅰ＋数学Ⅱ＋数学A＋数学B（数列、ベクトル）の5科目のうち1科目選択）の計3教科であり、試験時間は各90分、配点は国語と外国語が各150点、地歴・公民・数学が100点である。教育系学科を有する他の私立大学との併願を考えた場合、いわゆる私立文系型の受験教科は妥当性があると考えられる。ただし小学校で算数や理科も指導できる人材を養成する観点から、数学や理科の苦手な入学者に対して入学後にどのような指導をすればよいかは検討が必要になる。なお、選抜は3教科の合計点で行う。文学部他学科との併願に関しては、第一志望、第二志望を出願時に記入するようになっており、それに従う。第一志望の合格基準点が他学科と比較してどの程度異なるのかによって第二志望合格の基準点が決まる。この点も既存の他学科と同様である。

3. 各種入試の選抜方法

文学部各学科の入試の現状から、一般入試だけでなく、いわゆる各種入試（特に学習院高等科・女子高等科からの進学と指定校推薦入学）を実施することにより優秀な学生を確保することは得策であると考えられる。そこで、男女高等科からの進学者の受け入れと指定校推薦で定員50名の半数弱（24名）を確保する。編入学試験については完成年度以降の状況を見て実施を検討する。社会人入試、外国人入試、海外帰国入試、公募制推薦入試、編入学試験については当面実施しない。

（1）男女高等科からの進学

高等科、女子高等科からの進学者の進学基準を文学部の他学科と同様、学科入学定員の

25%程度とし、平成 25 年度入学者から実施する。他学科と同様 1 月に可否を判定する。基本的には文学部他学科と同様、高等科、女子高等科が各々推薦した生徒に対して可否判定を行う。

(2) 指定校推薦

指定校推薦入学は 11 名程度を見込んでいる。開設 2 年目にあたる平成 26 年度入学者から指定校に対して募集依頼を開始する。文学部他学科と同様、指定校の校長が推薦した生徒は原則として合格にする仕組みである。そのため課題は、応募者数が想定する 11 名より極端に多くも少なくもならないような指定校の選択ということになる。指定の仕方でも、ある程度応募数を調整できると考えられるが、指定した学校数に対してどれだけ応募してくるか予想がつかないため、当面は指定する学校数を絞ることにする。

詳細については今後文学部内の入学者選抜方法等検討委員会における協議・検討が必要となる。文学部では既存 7 学科を 2 グループに分け推薦依頼人数を学校によって 1 または 1+1 とおり、教育学科を 2 グループとは別に指定するか、2 グループのどちらかの枠に入れて指定するか等について検討をしている。なお、指定校の選定方法については、既存学科でも新たに開拓して指定する高校は少なくなっていることから、現在文学部が指定している高校から選択して指定することになる。

各指定校に対しては、全教科の評定平均値（基準は今後策定）だけでなく、「生徒会活動、学校行事などの特別活動、部活動、社会的活動等において顕著な成果を上げた生徒」「教科の成績についても国語、外国語、数学、理科、社会といった教科の学力が優れているだけでなく、体育、音楽、工芸、美術、書道等の分野においても一定の成績（例えば 5 段階で 3 以上）の生徒」を推薦してもらうよう要望する。

なお、学科開設後数年間は、応募の推移を見ながら、少しずつ指定校の数を増やしていくことにする。

4. 選抜体制について

(1) 全学体制について

本学では入試に関する体制が既に整備されている。入試全般に関する全学組織として 4 学部共通の「全学入試委員会」を構成し、学長、4 学部長、各学部代表の入試委員（教員）、アドミッションセンター職員等で協議し、入試の企画・実施・事後評価を一貫して行っている。文学部内に教育学科が開設された場合も、この運営方針のもとで入試が行われる。

(2) 文学部の体制について

学部教授会で選出する入試委員（2 名）と各学科および教職課程選出の委員で入学者選抜方法等に関する検討委員会を構成し、入試に関する事項を協議し、教授会に提案する。入試の実際の運営に関しては、学部選出の入試委員（2 名）と、同じく学部選出の入試企画委員、入試調査広報委員の計 4 名が学部長を補佐し、アドミッションセンターの職員の協力を得て遂行している。文学部内に教育学科が開設された場合も、この仕組みのもとで入試運営に参加する。現在も教職課程の教員が入学者選抜方法等に関する検討委員として委員会に出席しているほか、入試判定会議にも参加している。教育学科開設後も同様に委員を同委員会に選出することになる。なお、合格者の最終の判定は教授会で行っている。

(3) 教育学科内の体制について

教育学科としての具体的な選抜体制としては、まず一般入試における第一志望の合格基準の策定、他学科との関係による第二志望受け入れの合格基準を策定することである。教育学科の主任・教務委員・入学者選抜方法等に関する検討委員の三者を中心に、学部長および学部代表入試委員の助言を得ながら案を策定することになる。男女高等科からの進学者に対しては、基準を満たしているかどうかの確認を、同じく三者を中心に行う。指定校推薦による合格判定については、文学部長室と連携しながら、応募者が基準を満たしているかどうかの確認を同様に行う。このほか一般入試においては、出願資格があるかどうかの照会について協議し、アドミッションセンターと連携しながら回答を用意する。

以上のように、綿密に入試選抜を行う体制が既に整備されており、教育学科も文学部他学科と同様の体制を整え、各種の作業を行う。

なお平成 25 年度入学者の選抜については、文学部教育学科開設準備委員会の教員が行う。

5. 科目等履修生の受け入れについて

本学では、全学部全学科で科目等履修生を受け入れている。その趣旨は、広く社会に教養を広めることにある。実質的には、卒業生が在学中に何らかの事情で単位取得できなかった科目の単位を取得する目的と、学習院女子大学との間で相互に資格取得のために受け入れる目的（学習院女子大学の学生が本学科目等履修生として中高の教員免許を取得する場合、本学の学生が学習院女子大学科目等履修生として図書館司書資格を取得する場合）である。したがって、原則として本学卒業生が中心となっているのが現状である。現行の教職課程でも、在学中に取得できなかった単位があり中高の教員免許を取得できなかった場合に、卒業後当該科目の履修を認める趣旨で科目等履修生を受け入れている。

教育学科でも、この趣旨と合致する形で科目等履修生を受け入れる計画である。すなわち、在学中に単位取得できなかった科目の単位取得を希望する教育学科卒業生について受け入れる（特に小学校教員免許を取得できずに卒業した場合）。本学他学科の卒業生については、現行制度と照らした上で、既に当該学科で中高の教員免許（一方でも可）を取得済みの者に限ることとし、当面の間受け入れない。また、他大学を卒業した者についても当面の間受け入れない。将来的に他大学卒業生を受け入れる場合にも、小学校教員免許に必要な大部分の科目の単位（教育実習 5 単位を必ず含む）を履修済みの者に限るなどの条件を設定する。なお、上記で当面の間とは早くとも完成年度にあたる平成 28 年度までのことである。

ケ 取得できる資格

1. 取得可能な教員免許

教育学科は、小学校教員養成を主たる目的とする学科である。「ア 学科設置の趣旨」にも記したが、今後は小中一貫の動きが加速するため、小中免許の同時取得が望まれる。そこで、中高の教職課程認定を受けている本学既存 15 学科との連携のもとで、教育学科の学生が中高の免許（1 教科）を取得できるように配慮する。逆に、既存 15 学科の学生が小学校教員免許を取得希望する場合には、条件付きで履修を認めるよう配慮する。

教育学科学生	小学校教諭一種免許
教育学科の学生が他学科の専門科目および中学・高校用の教職課程科目を履修することにより副免許として取得可能となる免許	中学校教諭一種免許（国語）、同（社会）、同（数学）、同（理科）、同（英語）、同（ドイツ語）、同（フランス語）、同（職業指導）
同上	高等学校教諭一種免許（国語）、同（公民）、同（地歴）、同（数学）、同（理科）、同（英語）、同（ドイツ語）、同（フランス語）、同（職業指導）、同（情報）

ただし副免許として取得できるのは 1 教科（中高セット※）のみである。

※中学のみ、高校のみも可

※中学社会＋高校公民、中学社会＋高校地歴は 1 セットとみなす

※高校（情報）はセットとなる中学免許なし

2. 教育学科の学生が中高の免許を取得する条件（平成 28 年度以降）

小学校教職課程を履修し、小学校教員免許取得を確約している学生を対象とする。

希望する学生の成績（単位取得状況）をもとに年度末の中高教職課程委員会にて判定を行い、翌年度から関連する科目の履修を許可する。判定の際希望者全員に試験を課す場合もある。したがって、中高の教職科目および教科に関する科目の履修は 2 年次以降になる。許可する学生は一教科（国社数理英独仏職情の 9 教科）あたり 8 名を上限とする。これらは当面の間（学科の運営が安定する平成 27 年度末まで）は実施しない。また、4 年間ですべての単位を修得することは困難な場合もあることから、卒業後に科目等履修生として残りの単位を修得することも視野に入れた履修指導を行う。

3. 既存 15 学科の学生が小学校の免許を取得する条件（平成 28 年度以降）

中高の教職課程を履修し（正規履修者、2 年次以上）、自学科の中高の教員免許取得を確約している学生を対象とする。希望する学生の成績（単位取得状況）をもとに年度末の小学校教職課程委員会にて判定を行い、翌年度から関連する科目の履修を許可する。判定の際希望者全員に試験を課す場合もある。したがって、小学校の教職科目および教科に関する科目

の履修は3年次以降になる。許可する学生は毎年10名を上限とする。ただし、現行でも約170単位を超える単位取得が必要であり、学生の負担が大きいため、卒業後に科目等履修生として履修することを推奨する。この場合、上記の手続きを経て単位修得を始めている卒業生を優先する。なお、これらは当面の間（学科の運営が安定する平成27年度末まで）は実施しない。

コ 実習の具体的計画

本学では、既存の 15 学科で中学校・高校での教育実習を行っており、そのノウハウを生かして教育学科における教育実習を遂行する。学科学生のはほぼ全員が実習を行うという特殊性（他学科との相違）から、より綿密な指導体制を整備する。

1. 教育実習先の確保の状況と契約内容

(1) 公立小学校における教育実習

教育学科における教育実習の実習先は、公立の小学校（東京都教育委員会）を中心に 4 週間（4 年次）の実習を依頼する。公立小学校教諭として採用されることを考えている学生には、公立小学校での教育実習の方がふさわしいと考えている（私立小学校の教育は建学の精神に基づき独自の教育を展開しており、汎用性がない場合がある）からである。

現在、既存の 15 学科の学生が都内の公立校（中学・高校）で教育実習をする場合には、東京都教育委員会に一括して依頼をしており、この制度に則って小学校希望者も一緒にリストを送ることになる（承諾書は資料 5 参照）。なお都内では、本学の所在地である豊島区の教育委員会と連携（スクールサポーター）事業を実施しており、教育実習における連携も視野に入れている。教育学科が目指す「四つの創造」で記述したように、教育学科が地元豊島区の教育委員会と連携・協働することで、地域の教育の活性化に貢献することができる。

なお、以下で述べる学習院初等科での教育実習を 3～4 名と想定し、残りの 46～47 名を東京都教育委員会に依頼することになる。現在本学では既存 15 学科の学生が中学・高校免許の教職課程認定を受け教員養成を行っており、東京都教育委員会との連携のもとで長年に渡って信頼関係を構築しており、教育学科開設後の小学校における教育実習においても引き続き良好な関係を保ちながら実施する。

(2) 学習院初等科における教育実習

上記の方針に基づき、公立小学校での教育実習を中心にするため、同一法人内の初等科における教育実習は、原則として初等科出身者の希望者のみ（3 名以内程度、年度によって人数は異なる）とする。

初等科との連携に関しては、教育実習以上に重要なものがある。それは、教育内容・方法に関わる連携、協力関係である。これまで初等科が日本の小学校教育界に与えた多大な貢献を教育学科の教員養成に反映させるという点である。この点については初等科での教育経験のある専任教員が担うことになる。

2. 実習水準の確保の方策

本学では既存 15 学科で中学・高校の教職課程認定を受け長年に渡って教員養成を行ってきた。教員免許を本学では次代の社会を担う児童・生徒の育成という大きな責務を伴う人材の資質能力を国家が認定するものと捉え、課程認定を受けた大学の責務として、それにふさわしくない学生には免許を付与しない、という強固な意志をもって指導にあたっ

ている。特に、教育実習は教職課程履修の総仕上げと位置づけ、履修するための条件を厳しくしている。このことは、教育実習先の負担を軽減するという意図もある。

新たに開設する教育学科における小学校教員の養成も同様の方針を採用する。まず、3年次で本格的な4年次の教育実習の一年前から、事前の指導を開始する。具体的な内容は後述するが、科目名は「初等教育実習Ⅰ」である。しかもこの「初等教育実習Ⅰ」と4年次に行う実習校における「初等教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅲ」に関して、履修するための条件を以下のように設け、いわゆる学力のない学生には教育実習をさせない（※次年度以降に機会は与える）というシステムを採用する。このような方策で教育実習を履修する学生の水準を一定レベル以上に保つようにする。

①3年次「初等教育実習Ⅰ」を履修する要件

2年次修了時点で以下の単位を修得していること

「教育基礎」「教職概論」「初等教育課程論」

「教科概説」9教科のうち3教科以上

「教科教育法」9教科のうち3教科以上

②4年次「初等教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅲ」を履修する要件

・卒業後教員としての就職を強く希望している者

・3年次修了時点で以下の単位を修得していること

「教育基礎」「教職概論」「初等教育課程論」「教育心理学」「初等教育実習Ⅰ」

「教科概説」9教科のうち6教科以上

「教科教育法」9教科のうち6教科以上

3. 実習先との連携体制

教育学科では、小学校教員養成の教職課程に関わる専任教員全員で教育実習の指導（事前・事後の指導を含む）にあたるが、その中から主担当、副担当を一名ずつ選任し、この2名の教員を中心に教育実習の指導計画、参観指導の配置、事前指導の内容・方法などを検討し、全体で情報共有し、役割分担する（現行の中高教職課程における教育実習も同様）。

実習先との連携についても、この2名の教員が中心となって、実習校との連絡、協議、参観指導の日程確認、課題発生時の対応などを行う。これらは、主に教育的指導に関わる部分での連携・協働の体制整備であるが、さらに本学の教職課程事務室の職員が教育実習に関する詳細な事務手続き、実習校との綿密な情報共有を行うために、教員のサポートを行うことになっている。すなわち教員・職員が協力して実習先との円滑な連携体制を確立し、教育実習を円滑に実施できるように配慮する。これらは、現行の中学・高校の教員養成における教育実習指導および実習校との連携体制を参考にして構築する。

4. 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

教育実習を行うにあたって、学生が健康かつ安全な状態で実習校に赴くことは、実習先の教育活動を円滑に行うために不可欠である。そこで、教育実習を履修する学生のうち実習校における実習を行う4年生には4月上旬に行う健康診断を義務づけ、実習生として送り出す条件とする。このことは事前指導で徹底する。また、はしかの抗体についての確認を行い、感染予防が十分でない学生には指導を行い、証明書を提出させる（いずれも現行、

中学・高校に赴く教育実習も同様の指導をしている)。

さらにリスクマネジメントとして、教育実習に参加する学生には、大学全体で加入している保険(正規の授業における活動時に適用)を適用できるよう配慮し、何らかの事故が発生した場合には、対応できるよう万全の体制を整える。

5. 事前・事後における指導計画

(1) 事前指導

①「初等教育実習Ⅰ」の履修(3年次)

実習校実習(4年次)の前年度に履修する科目「初等教育実習Ⅰ」(1単位)で事前指導を行う。この科目のねらいは、教育実習に必要な最低限の知識・技能の習得である。

5月に行う第一回講義(2コマ)と9月の集中講義期間に行う第二回講義(6コマ)で構成する。実習校における教育実習(Ⅱ・Ⅲ)に向けて最低限必要な知識・技能を習得させる。学校教育にかかわる基本的な用語等の知識、授業実践に必要な話法等の技能を総合的に扱う。したがって2年次までに履修した教職課程科目の総括としても位置づけられる。本授業の単位修得が教育実習Ⅱ及び同Ⅲを履修する条件の一つになっている。講義形式を中心とするが、班討議やロールプレイなどの演習形式も活用する。

第1回：教育実習とその意義

第2回：教育実習の概要

第3回：教育実習で必要な教科に関する知識

第4回：学習指導論

第5回：学校論

第6回：効果的な話法

第7回：効果的なコミュニケーション技法

第8回：小学校教育の現場で求められるスキル

②初等教育実習Ⅱ・Ⅲ有資格者判定(4年次の4月)

前記2.で挙げた「初等教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅲ」の条件等から小学校教職課程委員会(教育学科の専任教員等で構成)にて有資格者の判定を行い、合格した学生を実習校における教育実習に送り出す仕組みである。

③教育実習直前講義(4年次の4月)

「初等教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅲ」履修の有資格者となった学生に対して、教育実習に向けた心構え、マナー、教育実習記録の書き方等を中心とした講義を行う(1コマ相当90分)。この後、実習開始の日までは個別指導を行い、実習校への学生による挨拶、実習校と学生の打ち合わせなどについて学生の主体性を重視しつつ、指導・助言にあたる。

(2) 事後指導

実習校における教育実習が終了した学生は、教育実習記録(実習全体を通じた成果や課題をまとめるレポートを含む)を実習校に提出し、実習校の指導教諭にも確認してもらった上で最終的な指導を受ける。

その後、実習記録および評価票が本学に送られてきた後に、事後指導を行う。専任教員で分担して記録を確認し、レポートを採点するが、必ず一人の学生の実習記録を複数の教員でチェックするような体制とする。その上で、記述が不十分な学生には、面接指導等を行い、改善を促す。それでも改善が見られない時は、後述する成績評価の方法に従い単位「不可」とする。（なお、現行の中学・高校の教育実習でもこの方法を用いており、厳しくチェックし、不完全な学生には単位を認定していない（「不可」をつけている）。

事後指導の一環として、教育実習の成果を他の学生や3年生に発表する機会を設け、相互に学びあい、実習で得た知見を言語化し、教員になった際の教育活動に役立てるよう指導を行う。

また、4年次後期の必修科目である「教職実践演習（小）」や卒論指導のゼミ活動等においても、教育実習の成果を相互に発表する機会を設ける。

6. 教員の配置並びに参観指導計画

事前指導のうち3年次における指導は、教育実習主担当、副担当教員が中心となるほか、個別指導の部分については3年次必修科目「教育創造演習」の担当教員が行う。この演習は3年生全員が少人数に分かれて行うため、各担当教員が責任をもって指導にあたる体制が可能となる。4年次の直前講義は、教育実習主担当または副担当教員が行う。実習校との連携（参観指導、事前・事後指導を含む）については、4年次の必修科目「卒業論文」の指導教員が原則として担当し上記の指導を行う。

実習校への参観指導については、基本的に卒業論文の指導教員が行うこととする（50名の実習生に対して12名の指導教員が指導にあたる）。中学・高校での教育実習は2～3週間であるが、小学校では4週間が標準であることから、実習の初期（第一週）に1回、4週目の精錬授業（研究授業）の際に1回の計2回指導教員が参観し、指導・助言を行う。特に、精錬授業（研究授業）に関しては、授業後の振り返りの時間に学生への助言を行うほか、実習校の指導教諭とも協議を行い指導に協働参画する。

7. 成績評価体制及び単位認定方法

教育実習は、教職課程履修の総仕上げであると同時に、教育現場との連携により効果的な指導を行うものである。本学の既存15学科における中学・高校における教育実習では、教員免許取得のための最後の砦として、大学の社会的責務という観点から、知識・技能が不十分な学生には単位認定しないという厳しい姿勢で臨んでいる。教育学科も同様とする。

成績評価は総合判定とする。具体的には、参観指導の際の学生の意欲や態度、教育実習記録の記載内容（特にまとめのレポートの完成度）、学生の自己評価、実習校からの評価票、事後指導における学生の発表などを材料として判定する。このうち最大の要素は実習校からの評価票で、100点中70点とする。評価判定の際には、必ず複数の教員がチェックする仕組みとし、教育実習主担当、副担当を中心に精査し、最終的には専任教員全員で評価（単位認定）を行う。本学の単位認定は100点満点で50点以上が合格、49点以下が不合格であり、教育実習の単位も同様となる。

実習校からの評価票は以下の項目からなる。

I 教育実習活動の観察評定（ABCDE）

1. 授業参観を注意深く行い、観察の結果を的確に記録した。
2. 学習指導の準備や教材研究を、熱意を持って周到に行った。
3. 的確な表現法（明瞭な言語、正確な板書等）で授業を行った。
4. 教科についての専門的学力が十分であった。
5. 活気ある学級運営に努め、成果をあげた。
6. 公平な生徒指導に心掛け、児童を掌握することができた。
7. 授業以外の実習活動にも積極的に参加した。
8. 指摘された事項を理解し、その後の改善に役立てた。
9. 教職員に対し適切な態度で接した。
10. 実習に関する指示を守り、決まり正しく実習に参加した。

II 総合所見

III 教育実習目標達成度の総合査定

- A 十分に達成した B かなり達成した C 普通程度に達成した
D やや不十分であった E きわめて不十分であった（不合格に準ずる）

これらを精査した上で、IIIの総合査定を評価の重要な柱として用いる。

サ 学外実習の具体的計画

上記「コ」で述べた教育実習以外に実施する2つの学外実習および介護等体験の計画について述べる。

1. 「自然体験実習」

「自然体験実習」は1年次の必修科目であり、学内および学外において学生を自然に触れさせ、自然と人間との共存について考察させるとともに、自然の中で育む教育の可能性と具体的方策についての知見を獲得させるための科目である。

近年小学校教育で重視されている体験活動のうち自然体験についての理解を深めるため、学生自身に自然体験をさせ、教員としての資質・能力向上にも資することをねらいとする。30時間の自然体験実習（学内および学外での体験）と事前学習、事後学習で構成する。事後学習では、小学校教育における自然体験の可能性についても主体的に考察させる。体験場所としては学内の森および学外の田畑・森林（山梨県内）を活用する。

授業の到達目標は、

- ・炊飯とテントでの宿泊を伴う児童のキャンプ指導の基本的指導能力の獲得
- ・コメ作り作業の基本の習得
- ・間伐、下草・枯れ枝整理による健康な森づくり作業の基本の習得

で、授業テーマは「子どもたちの豊かな自然体験は、まず教員の豊かな自然体験から」である。

授業計画は以下の通りである。

第1回：事前学習①児童の発育過程における自然体験の必要性

第2回：事前学習②自然体験と自然観察の基礎

第3回：事前学習③炊飯とテント宿泊の基礎基本

第4回：事前学習④稲作作業と森林作業の基礎基本

第5回：事前学習⑤自然体験と子どもの健康・安全管理

第6回：自然体験実習①新春の学習院キャンパスでの自然体験・自然観察

第7回～第12回：自然体験実習②～⑦、次のA、B、Cのいずれかのコースを選択。

A コース（6月中旬、2泊3日のキャンプ生活）

自然体験実習②田植えの事前準備と基本作業の習得

自然体験実習③テント設営と炊飯

自然体験実習④田植え実習

自然体験実習⑤薪集めと炊飯、レクリエーション指導練習

自然体験実習⑥森林の間伐・整理

自然体験実習⑦テント撤収と清掃、体験レポート作成

B コース（7月中下旬、2泊3日のキャンプ生活）

自然体験実習②田んぼの雑草と田んぼの生き物観察

自然体験実習③テント設営と炊飯

自然体験実習④田んぼの除草実習

自然体験実習⑤薪集めと炊飯、レクリエーション指導練習

自然体験実習⑥森林の間伐・整理

自然体験実習⑦テント撤収と清掃、体験レポート作成

Cコース（10月、2泊3日のキャンプ生活）

自然体験実習②稲刈りの事前準備と基本作業の習得

自然体験実習③テント設営と炊飯

自然体験実習④稲刈りとハサ掛け実習

自然体験実習⑤薪集めと炊飯、レクリエーション指導練習

自然体験実習⑥森林の間伐・整理

自然体験実習⑦テント撤収と清掃、体験レポート作成

第13回：事後指導①自然体験実習の反省会（レポート発表と振り返り）

第14回：自然体験実習⑧晩秋の学習院キャンパスでの自然体験・自然観察

第15回：事後指導②子どもたちを対象とした自然体験活動の計画書作成と発表

飯沼・嶋田二名の担当教授が指導を行うほか、山梨県内での体験については近隣に居を構えている諏訪教授の協力を得つつ行う。

成績評価は、事前学習・事後学習における参加の状況、ミニレポート等、および体験実習における到達度評価などを加味して総合的に行う（100点満点）。単位認定は、これらの成績評価をもとに担当教員である飯沼・嶋田の両教授が行う。本学の他の科目と同様50点以上が合格(単位認定)、49点以下が不可(単位不認定)である。

2. 「社会体験実習」

「社会体験実習」は3年次の必修科目であり、学外諸機関での体験を通して社会的見聞を広め、自己を社会で生かすことの意義やその方策等について考察する契機とするための科目である。

近年小学校教育で重視されている体験活動のうち社会体験（ボランティア体験）についての理解を深めるため、学生自身に社会体験をさせ、教員としての力量形成を図る。30時間の体験実習と事前学習、事後学習で構成する。体験場所は学生が主体的に選定する。集中形式で行う。事後学習では、体験した成果をふまえて小学校教育でどのように生かすかをも考察する。

体験場所の確保については学生による自己開拓とし、学校教育以外、福祉施設以外を原則とする（それらは教育実習、介護等体験で訪れるからである）。体験先の選定にあたっては東京ボランティア・市民活動センターと提携し、活動紹介の支援を受けられるようにするほか、本学の学生センター学生課のボランティア活動支援担当とも連携して行う。いずれの場合にも、学生から報告を受けた体験場所候補に対して、担当教員が確認・精査した上で、正式な体験場所として認定する。場合によっては担当教員が出向き、ヒアリングを行う。また、学生の状況によっては、体験先を担当教員が紹介する場合や、教員が同行する体験プログラムを用意する場合もある。多様なニーズを持った学生に対応するためである。

授業の到達目標は、

- ・社会体験（ボランティア体験）を通じた教員としての力量形成
- ・小学校で行うボランティア学習についての基礎的な理解

で、授業のテーマは「社会を知り、自己を生かす」である。

授業計画は、以下の通りである。

第1回：社会体験ガイダンス（現代社会の特徴）

第2回：現代社会における多様なボランティア

第3回：体験場所の選定

第4回～第11回：社会体験（1単位分）30時間（夏期休業中など）

第12回～第14回：体験の成果発表

第15回：小学校におけるボランティア学習の意義と指導方法

第16回：まとめ

担当教員は、嶋田・長沼の両教授で、事前学習、事後学習における授業のほか、学生による実習先の選定の支援、実習中の学習相談などを行う。また、実習先数カ所への巡回指導も行う。

実習先との連携については、担当教員、助教、学科副手が綿密な連絡体制・学生支援体制を整備するほか、単位既得学生（4年生）や大学院開設後は大学院生も含めチューターを組織し学生への綿密な指導を行いつつ、実習先との連絡調整、個別指導を行う。

授業の評価は、事前学習・事後学習において毎回提出してもらいミニレポート、社会体験の報告書、各々の実習先の受け入れ担当者からの評価票、事後報告会における発表、最終の定期試験などをもとに総合的な評価を行う（100点満点）。

単位認定は、これらの成績評価をもとに担当教員である嶋田・長沼の両教授が行う。本学の他の科目と同様 50 点以上が合格(単位認定)、49 点以下が不可（単位不認定）である。

3. 介護等体験

教育学科の学生のうち、小学校教諭の免許を取得希望の学生は、卒業に必要な所定の単位の他に、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（通称：介護等体験特例法）」に基づく介護等体験をしなければならない。教育学科では原則として3年次に体験を行うこととし、前年度にあたる2年次には事前指導として位置付けた「介護概論」（1単位）を履修させる。その単位取得を翌年度の介護等体験参加の条件とする。なお、体験自体は授業科目ではないため教育課程外の位置づけである。

事前指導においては、介護等体験の体験場所となる社会福祉施設と特別支援学校の理解、およびそれらの対象となる人々に対する理解を中心に講義を行う。体験を行うにふさわしい知見を有する学生のみを体験に送り出すこととする。事務手続きについては教職課程事務室が行い、学生の体験場所との連絡をとる。

当該年度の体験は、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間の計7日間である。社会福祉施設については、現行の中高教職課程履修学生と同様、東京都社会福祉協議会と提携し、体験場所を確保する。特別支援学校も同様に、東京都教育委員会と提携して都内の学校で体験場所を確保する。本学では、既に中高の教職課程での体験があるため、それらの経験を生かして教員・職員が協働して介護等体験が円滑に実施できるよう配慮する。

評価については、事前指導にあたる「介護概論」は通常の科目と同様に行う。当該年度の体験は授業科目ではないため、成績評価は行わない。所定の証明書を体験場所から発行してもらい、それを免許取得申請の際に添付することになる。ただし各学生の学びを確認し、事後指導に生かすため、介護等体験終了報告書を提出させる。事後指導としては、教育学科専任教員の中から、介護等体験担当を決めておき、特に課題のあった学生には面接指導等を行い、学びの支援を行う。なお担当教員は、事後指導だけでなく、事前指導の授業担当教員との連携、教職課程事務室の連絡調整（特に体験場所の選定作業）、体験場所での学生によるトラブルの際の対応など、介護等体験全般にわたる業務を担当する。

なお、事後指導として、3年次の「教育創造演習」の中で学生に体験内容を発表してもらう機会を設けるなど、可能な限り学生相互および学科専任教員間で体験の成果を確認・整理するよう努める。

ツ 管理運営

1. 文学部教授会

教育学科は文学部に開設するため、教育学科の専任教員は文学部教授会の構成員となり、文学部および本学の運営に参加する。

文学部教授会は、文学部長が招集し、原則として月 2 回開催している。文学部独自の事項を協議・審議するほか、学部長会議から審議依頼があった全学的な事項、および学習院全体に係る事項についても審議する。構成員は、文学部全学科および教職課程の専任教員（教授、准教授）、外国語教育研究センター所属の教員（4 学部に分かれて出席）、およびスポーツ・健康科学センター所属の教員（4 学部に分かれて出席）である。議事は審議事項と報告・連絡事項の 2 部構成で、議長は学部長、書記は教務課職員が担当するが、審議にあたって学部長がトップダウンで進めることはない。報告・連絡事項では、以下に述べる各委員会からの報告もある。

文学部の運営は、学科主任会議、企画委員会、教務委員会、学生委員会、入学者選抜方法等検討委員会、研究室運営委員会、図書委員会、予算委員会など種々の委員会で進められている。すべての委員会には各学科から委員が出席し、各委員会で審議した内容が教授会に付議されるという民主的な合意形成となっている。特に重要な審議事項については、学科主任会議または企画委員会で議論され、その後教授会に上程される。

なお現行でも教職課程の教員 5 名は文学部教授会の構成員であり、体育関連科目担当予定のスポーツ・健康科学センターの教員 1 名も同様である。したがって、12 名中 6 名は既に文学部の運営に参画しており、教育学科開設に際してもスムーズに移行することができる。

2. 教育学科の運営と学科会議

教育学科は専任教員 12 名、助教 1 名、副手 2 名で運営する。教育学科主任は、文学部他学科と同様、学科内の専任教員の互選により選出する。任期は 2 年である。教育学科の運営に関する事項は、学科主任が招集する学科会議にて協議・審議する。小学校教職課程に係る事項については、後述する小学校教職課程委員会にて行う。

3. 現行の中高の教職課程と教育学科の小学校教員養成の関係

現行の中高の教職課程については、既存の 15 学科がそれぞれ課程認定を受けているため、教育学科の開設後も、現在の教職課程を引き続き存続させ、各学科学生の中学・高校免許取得のための業務にあたる。現行の教職課程専任教員は、小学校教員養成と中高の教員養成の効果的な連携・協働のため、教育学科設立後は教育学科所属とした上で、既述したとおり主に中高の教職課程科目を担当する教員と、主に教育学科の開設科目を担当する教員に分かれる。

また、教育学科には副手 2 名をおき、教育学科主任の監督下で教育学科所属教員 13 名（助教を含む）の研究教育活動等を支援し、同時に教育学科学生に対する窓口対応の業務を行う。現行の教職課程事務室は、小学校教職課程の事務も含めて扱い、事務職員が担当する。免許取得、教育実習、介護等体験など対外的な事務を担当する（教育委員会、文科省、各実習校との連絡等の業務）。

現行の中高の教員養成に係る教職課程主任（任期 2 年）については、現行どおり学長が既存 15 学科の所属専任教員の中から指名・任命することになる。

現行の教職課程委員会は「中・高教職課程委員会」と「小学校教職課程委員会」（新規）に分かれ、前者は現行どおりである。後者は小学校教員養成に係る専任教員が出席し、全学的な事項（学則改正等）について協議・審議する。それ以外の事項は上記・学科会議で協議する。

テ 自己点検・評価

「大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育および学術研究の中心機関として、有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造と活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。大学は、この使命を自覚し、大学として適切な水準を維持すると同時に、その掲げる理念・目的の達成に向けて組織・活動を不断に検証し、その充実向上に努めていくことが必要である。」（大学基準協会「大学基準」趣旨1）

このことをふまえつつ、世界の文明史的な状況が大きく変動するなかで、日本の大学のみでなく初等・中等・高等教育のそれぞれが、今一度みずからの教育の仕組と内容をしっかり見直し、新たな現状を踏まえた質の向上を図ることが求められている。

本学では、学生による授業評価アンケートなど教育水準の改善強化策を検討し、推し進めているほか、教育、研究、その他の様々な社会的貢献活動について、自ら点検し評価を行う取り組みを進めている。また、本学は財団法人大学基準協会の正会員であり、同協会を含め、国から認証された評価機関の評価を今後も定期的に受けることとしている。これらの取り組みおよび評価結果についてはホームページにおいて公表している。

1. 実施方法および実施体制

本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検および評価を自ら行っている。

これまでの経緯としては、第1回自己点検・評価を平成6年に着手、平成8年に「学習院大学の現状と課題」と題された報告書を刊行し、平成12年、平成15年に第2回、第3回自己点検・評価報告書を刊行した。

その後、大学の点検・評価にかかる学校教育法の改正により、それまで努力義務であった自己点検・評価の実施に加え、認証評価機関による審査を7年以内ごとに受けることが義務化された。本学は財団法人大学基準協会を認証評価機関として選定、平成20年度の認証評価申請にあわせて第4回の自己点検・評価を実施し、その結果を、平成19年度自己点検・評価報告書として纏めた。

なお、平成15年度は他大学等学外教育機関に送付、平成19年度は大学ホームページで公開し、CD-Rを大学等学外教育機関に送付することにより公開した。

本学はこの自己点検・評価報告書を財団法人大学基準協会に提出して平成20年度の認証評価を申請し、平成21年3月12日に「大学基準に適合していると認定する」と評価を受けた。認定の期間は平成21年4月1日～平成28年3月31日までである。

自己点検・評価にあたっては、学長を座長とする全学の組織「自己評価委員会」がその運営にあたり、報告書をまとめ、最終的に学長により承認されたものを報告書としている。この自己評価委員会には、各学部・研究科、全学共通の組織の部署ごとに委員を選出し、全委員が綿密な連携を図りながら点検・評価を遂行している。

各部署においては、まず点検・評価に必要となるデータを収集し、それらをもとに分析を行う。次に、点検・評価項目を照らし合わせながら、各部署における到達度、課題等を抽出する。そしてそれらを題材として点検・評価シートを執筆する。さらに学部単位で点検・評

価シートの原稿を確認し、不十分な場合には修正を行う。そのうえで全学の自己評価委員会で最終決定とする、という三重のチェック体制で臨んでいる。このことは大学が適切な水準を保ち、社会的責任を果たし貢献するという視点から当然といえる。

2. 点検・評価項目および結果の活用・公表

点検・評価に関しては、学校教育法第109条、大学設置基準第2条に基づき、大学基準協会に定められた以下の項目について行っている。

- 1 理念・目的について
- 2 教育研究組織について
- 3 教育内容・方法について
 - (1) 教育課程
 - (2) 教育方法
 - (3) 学位授与
- 4 学生の受け入れについて
- 5 学生生活について
- 6 研究環境について
- 7 社会貢献について
- 8 教員組織について
- 9 事務組織について
- 10 施設・設備について
- 11 図書・電子媒体等について
- 12 管理運営について
- 13 財務について
- 14 点検・評価について
- 15 情報公開・説明責任について

結果の活用については、各学部各学科および各部署において成果を確認し、改善すべき点について協議する。特に大学基準協会から指摘を受けた項目については、学部教授会等で話題にし、修正していくための方策を検討する。新設する教育学科においても、これらの仕組みに則って自己点検・評価を行う。

結果の公表は、主にホームページ（ウェブサイト）において行っている。以下のURLに掲載している。

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/hyoka/accreditation.html>

3. 今後の計画

次回の認証評価の申請時期は平成27年度を予定しており、自己点検・評価の実施は認証評価の申請前年の平成26年度を予定している。

新大学評価システムにおいて、内部質保証システム構築が求められていることから、「学習院大学自己評価規程」に基づき、恒常的に機能させるため本学独自の「点検・評価シート」を作成し、新大学評価基準と同基準による点検・評価を平成22年度より毎年実施し、次回

の認証評価申請へ向け準備を進めている。

また、大学ホームページに「客観的評価への取り組み」ページを設け、自己点検・評価、授業評価アンケートなどの結果を公表する仕組みが整備されている。情報公開の方法は主に大学ホームページによっており、平成 23 年 4 月 1 日施行の学校教育法施行規則の一部改正に対応し、情報公開が求められている内容を取り纏めた「公表情報コーナー」を「大学概要」ページに設け公表している。

自己点検・評価については、上記のとおり大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表しており社会に対する説明責任を果たしていると言える。今後は、内部質保証システムが機能した段階で学外者の意見の反映について検討する。

ト 情報の公表

大学が、その社会的責務・使命を内外に示すことは大きな意味をもつ。公的な教育研究機関としての公益性・公共性を担保するためには、情報を公開し、広く社会からの評価を受け、透明性を高める必要があるからである。また、そのことによって社会的な信頼を獲得・醸成し、入学希望者を増やすという好循環が生まれることが望ましい。(大学設置基準第 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の趣旨と合致している。)

本学では、社会的評価を受ける一つの方法として、種々の情報(現況)を公表している。具体的には、大学の存立に関わる目的や意義、そのための組織、教育機関としての種々のデータ等である。公表の方法として特に有益な媒体はホームページ(ウェブサイト)であり、どこからでも検索でき閲覧できるからである。本学では公表できる資料をここに掲載し、透明性の高い運営を心がけている。

また、それ以外の紙媒体についても毎年作成している「学習院大学案内」や学部ごとの案内(教育学科が所属することになる文学部は「文学部がわかる小事典」)を発行し情報を公表している。教育学科開設後は、これらの紙媒体の案内にも学科の教育内容・方法等について掲載する。なお、これらの公表項目はホームページの掲載内容項目と同種である。

ホームページ(ウェブサイト)の「公表情報コーナー」

(<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/profile/kouhyo/>)の内容については以下の項目からなっている。

1. 教育研究上の基礎的な情報

(1) 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的

【学部】

法学部

経済学部

文学部

理学部

【大学院】

法学研究科

政治学研究科

経済学研究科

経営学研究科

人文科学研究科

自然科学研究科

【専門職大学院】

法務研究科

(2) 専任教員数

専任教員数

教員組織

(3) 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境

キャンパス概要、運動施設概要(キャンパスマップ1)

キャンパス概要、運動施設概要（キャンパスマップ2）
キャンパス概要、運動施設概要（校地、校舎、講義室・演習室等の面積）
その他の学習環境（図書館）
その他の学習環境（計算機センター）
その他の学習環境（外国語教育研究センターLL自習室）
主な交通手段

- (4) 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
学費一覧

2. 修学上の情報等

- (1) 教員組織、各教員が有する学位及び業績
大学組織図
教員組織
各教員が有する学位及び業績
- (2) 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学
者数、就職者数
入学者に関する受入方針（学部）
入学者に関する受入方針（大学院・専門職大学院）
入学者数、収容定員、在学者数
卒業生数
修了者数
進学者数、就職者数
- (3) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の
概要）
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の
概要）
- (4) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由
科目別の必要単位修得数及び取得可能学位）
学修の成果に係る評価（シラバスの「成績評価の方法・基準」参照）
卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数）
（履修要覧）
取得可能学位
- (5) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
学生の修学に係る支援（奨学金）
進路選択に係る支援（キャリアセンター）
心身の健康に係る支援（学生相談室）
心身の健康に係る支援（保健センター）
- (6) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
履修モデルの設定・主要科目の特長
科目ごとの目標（シラバスの「授業の目的」参照）

なお、この「公表情報コーナー」以外にも、各種文書を掲載している。例えば
学則については

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/adm/daisho/oshirase/gakusoku/index.html>

客観的評価への取り組みについては

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/hyoka/index.html>

等である。

以下の①～⑩の項目については、別紙（資料 6）に該当項目の内容と掲載しているホームページ（ウェブサイト）のアドレスを掲載している。

- ① 大学の教育研究上の目的
- ② 教育研究上の基本組織
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業者の数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準
- ⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の教育研究環境に関すること
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ⑩ その他

ナ 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修および研究等の実施に関する対応について述べる。

1. 学内のFD活動（既存のもの）

ファカルティ・ディベロップメント（以下 FD）が本学において意識されるようになったのは、平成 15 年 8 月の各学部・センターの有志の教員 14 名からなる「FD 勉強会」の組織からである。そこでは、FD の定義についての確認、FD に関する他大学の状況説明等があり、これらにつき意見交換がなされた。また、学部・学科、センターにおける FD への取り組み状況が紹介、説明され、また、経済学部、法学部・法学科、スポーツ・健康科学センター及び外国語教育研究センターが実施（あるいは予定）していた、学生による授業評価アンケートについての報告もあった。その後「FD 勉強会」は「FD 研究プロジェクト」と名称を変え、FD をめぐる様々な事項について意見交換がなされ、とりわけ授業評価アンケートや FD を推進してゆくための組織について集中的に討議された。その結果、「ファカルティ・ディベロップメント準備委員会」を経て、学長補佐を委員長とする「学習院大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会」（以下、「FD 推進委員会」）が発足、平成 16 年 7 月、第 1 回の委員会が開催された。委員会規程によれば、本学における FD とは「授業に関する技量及び教育効果を高めるための組織的かつ継続的な取り組みを行うこと等を通して教育の内容及び方法の改善を図ること」であるとされ、委員会では、そのために全学の取り組むべき活動として、学生による授業評価アンケートの実施を緊急かつ最優先に議論することとなった。授業評価の主たる目的は個々の授業の改善にあるが、同時に様々な FD 活動への情報提供という意味を持ち、また学生や社会に対する説明責任を果たすための活動としても位置づけられている。

その後、FD 推進委員会で、アンケートの質問形式と質問項目、アンケート対象科目、実施スケジュールと方法等について集中的に議論を進め、その結果を「授業評価アンケートの実施に関するガイドライン」としてまとめた。一方、授業評価アンケートの結果は個々の授業担当者に関する個人情報であると考えられることから、「学習院個人情報保護規程」の趣旨をふまえた「授業評価アンケートにおける個人情報の取扱いに関するガイドライン」がまとめられた。これらふたつのガイドラインにそって、教務部（現学生センター教務課）の協力のもとに実務に関する細部の調整が行われ、平成 18 年度、全学にわたる授業評価アンケートが初めて実施された。

以後 6 年が経過し、その間にアンケート項目に修正を加えつつ、FD 活動および授業評価のあり方を確立してきた（参考に平成 22 年度実施のアンケートを（資料 7）として添付した）。アンケートの結果は、担当教員に報告されるとともに、学部、センター等授業科目の開設部門ごとの傾向をも把握し、授業内容および方法の改善を図るべく指針としている。

このような取り組みによる結果をふまえ、教員相互の研修についても FD 推進委員会を中心に推薦が図られ、各部署（学部・学科、各センター、教職課程）において学生アンケートの結果を分析しつつ、授業内容・方法の改善、授業技術の向上のための方策の検討等が行われている。例えば部署によってはオムニバス形式の授業で相互に授業観察を行い、結果をフ

ィードバックするなど組織的な取り組みを行っている。

2. 開設後の教育学科における取り組み

教育学科開設後は教育学科においても全学で実施している FD 活動を積極的に導入し、授業内容および方法の改善に資するよう配慮することは当然のことであるが、教育学科（教員養成）という性格上、担当教員がより模範的な教育手法を駆使している点や、不断の努力によって授業技術の向上を図っていることを、教員相互はもちろん、学生に対して示す必要がある。そこで、より精度の高い学生からのフィードバックを得るために、通常の授業科目においても、リアクションペーパーやミニレポート等の記述を通じて、学生から教員への忌憚のない授業評価を受ける環境を整える。それらの結果は担当教員がすぐに分析し改善に役立てるとともに、当該授業の履修学生にも改善の方針を伝えることとする（双方向の改善システム）。

また、学生からの声を生かすだけでなく教員相互の研鑽も重要である。特に、多くの免許関連科目で用いられる模擬授業やグループ学習等については、そのあり方を常に相互に公開し、課題を抽出し改善できるよう配慮する。日常の意見交換、情報交換はもちろんであるが、学科会議においても常に各授業科目における学生の状況、講義・演習の手法について意見交換を行う。ベテラン教員と若い教員による日常の授業研究も重視する。「基礎演習」や「教育創造演習」等では、教員が 3～4 名でチームを組んで指導にあたるため、相互に授業技術を公開し研鑽を積む。このことは若い教員の授業技術向上にもつながるものである。また模擬授業を実施する専用の教室はガラス張りとし、廊下から誰でも閲覧できるようにする。これは学生の模擬授業、担当教員による講義を問わず、常に相互に評価し、授業の質を向上させることをねらいとしているものである。これらは専任教員による活動であるが、非常勤講師に関しても、日常の情報交換を密にするほか、年に 1 回「非常勤講師懇談会」を開催し、学生の履修（学習）状況、授業のあり方などについて検討する機会を設ける。

また、現行の教職課程の教員は、対外的な研究会への参加も積極的に行っている。全国私立大学教職課程連絡協議会（全私教協）、関東私立大学教職課程連絡協議会（関私教協）、日本教師教育学会等への参加がそれである。それらへの参加を通じて他大学の教職課程担当教員とも情報交換、相互研鑽を積むことで、日常の授業科目への還元を行っている。教育学科開設後も、所属教員は積極的にこれらの研修会に参加し日々研鑽を積んでいく。

二 社会的・職業的自立に関する指導及び体制

教育上の目的に応じた社会的・職業的自立に関する指導等及び体制に関する取組について以下に述べる。大学設置基準第 42 条の 2 に記されているように、新設する教育学科では重視すべき事項であると考ええる。

1. 教育課程内の取組について

教育学科は小学校教員養成を主たる目的としているため、常に社会的・職業的自立を意識した指導をする学科であるともいえる。そのための指導体制も、これまでに記述した通りである。特に「免許関連科目」は教員免許取得に必要な科目群であるため、すべての科目で職業的意識を醸成する指導を行っているともいえる。ここでは特に職業的自立に関連の深い以下の科目に絞って述べる。

(1) 「教職概論」

1 年次後期科目で、教育職員免許法施行規則の「教職の意義等に関する科目」に相当する。同規則では「科目に含めることが必要な事項」として「教職の意義及び教員の役割」「教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）」「進路選択に資する各種の機会の提供等」の 3 点が挙げられている。まさに職業としての教員を強く意識させる科目である。特に 3 点目に関しては多様な視点から機会の提供を行うことが求められている。シラバスにも記載したように、教員採用試験の現状や動向に関する講義（先輩学生の体験談含む）、理想の教師像に関するグループ討議など多角的にアプローチする。これらは既に現行の中高の教員養成でも取り組んでいる内容で、学生には好評である。シラバスを（資料 8）として添付した。

(2) 「初等教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅲ」

4 年次に行う実習校における教育実習である。現行の中高の教員養成でも教育実習が契機となり教員への志望度が急速に上昇する学生は多い。模擬ではなく教育現場で本物の生徒相手に授業をし、生徒指導を行い、特別活動や学級経営に携わることで、職業としての教員を強く意識することが要因である。教育学科でも教育実習を社会的・職業的自立に向けた契機になるよう指導体制を整備し取り組む。

(3) 「教職実践演習（小）」

4 年次後期科目であり、教員養成段階における最終確認としての位置付けとなっている科目である。教育実習を含め、それまでに免許関連科目で習得した知識・技能を統合し、職業的自立を促進することをねらいとする。教員としての適性を考察する機会を提供し、さらに高いレベルのスキルも習得させることを目指す。シラバスを（資料 9）として添付した。

(4) 基礎教養科目「キャリア・デザイン概論」

この科目は、教職志望の別なく全学で開講されているもので、キャリア支援のために、キャリアセンターが中心となって運用している科目である。半期 2 単位科目で同一のものを 6 コマ開設している。趣旨および内容は、大学入学の目的を確認し、その学識・経験をもって

実社会で何をしていきたいかを考えること、自己理解と職業理解について学ぶこと、卒業後の自分のビジネス・キャリアをイメージすること、そのために大学で何を修得したいのかを明確化し、それに合った履修や学生生活の送り方を考えること等である。シラバスを（資料 10）として添付した。

教育学科では、教員志望以外の学生がいる場合、キャリアセンターと連携し、この科目の履修を推奨するほか、個別のキャリア支援を行う。

2. 教育課程外の取組について

現行の中高教職課程においては、教育課程内だけでなく課外活動すなわち課程外でも社会的・職業的自立を促進する取り組みを重点的に行っている。このことが、教員養成系でもなく教育学科もない中規模大学でありながら、教員採用における高い実績を示してきた要因となっている。新設する教育学科でも、この伝統をふまえ、継続的にこれらの取り組みを実施する。

（1）教職課程学生合宿

現行の中高の教職課程では、免許取得したものの就職は教員以外という学生もいるが、教員志望度の高い学生も少なからず存在する。本学では、そのような志望度の高い学生のみを対象にした合宿を昭和 60 年から実施してきている。おおむね 2 泊 3 日か 3 泊 4 日で 8 月に実施する。その参加者のほとんどが実際に教員として採用され、現在中高の教育現場等で活躍している。合宿で扱う内容や方法は参加する学生が決め、合宿を創り上げていくプロセスそのものにも学びがある。企画力や実践力、協調性なども育成していることになるからである。教育学科開設後は、教育学科学生も対象にして引き続き実施し、教員になるという夢をさらに膨らませるための支援を行う。なお、この合宿には卒業して教員になった卒業生も参加する。そこでの学生との学びあいが、合宿成功への大きな力になっている。平成 23 年度の実施要項（抜粋）を（資料 11）として添付した。

（2）桜育会

本学を卒業して教員になった者が組織している同窓会である。毎年 1 回研究会を実施している。研究会の話題は、その時々教育現場の状況に即して決めている。この会には現役の学生も参加できるため、学生にとっては先輩の教員と情報交換ができる絶好の機会になっている。教育学科開設後も引き続き連携していく。なお小学校教員になっている卒業生もいるため、中高と小学校という分科会設定も今後考えられる。平成 23 年度の実施要項（抜粋）を（資料 12）として添付した。

（3）キャリアセンター実施の各種セミナー

本学キャリアセンターは学生のキャリア支援の専門部署として位置づけられており、全学の学生の就職等キャリア支援を行っている。年間を通じて就職活動支援プログラムを実施しており、20 回に及ぶセミナー等を開催している。特に教育学科で教員志望ではなく一般の就職を考えている学生は、このセミナーに参加することで個々のキャリア形成に資する知見を得ることができる。平成 23 年度のセミナーの例を（資料 13）として添付した。

3. 適切な体制の整備について

以上のように、教員志望の学生への支援体制は万全な整備を計画している。一方、教育以外の職業に就く場合もあるため、配慮が必要である。そこで、上記のとおり学内にはキャリア支援を専門とするキャリアセンターがあるため、同部署との連携・協働を重視し、教員以外の志望学生も含め、個々の学生に応じたキャリア支援を展開する。その際、教育学科の教員・助教・副手、教職課程事務室の職員、キャリアセンターの職員等、関連する部署の教職員が連携して支援にあたる体制を整備する必要がある。教育学科、教職課程、キャリアセンターの連携のもとで、それらを実現していく計画である。

社会的及び職業的自立を図るための体制の整備(教育学科)

